

第 3 期

日高川町

地域福祉計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)



令和 8 年 3 月

日高川町

はじめに

このたび本町では、「みんなで支え合い 心豊かに暮らせる町 日高川」を基本理念として令和8年度から令和12年度までを期間とする「第3期地域福祉計画」を策定いたしました。



近年、少子高齢化の進行や、地域のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く環境は年々大きく変化しています。こうした中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「支え合いのまちづくり」を進めることは、ますます重要になっています。

地域福祉の実現には、行政のみならず、社会福祉協議会をはじめ、区長会や地域の団体、関係機関、そして町民の皆さまとの連携と協働が欠かせません。地域での見守り活動や福祉活動、日常的な支え合いを広げる取り組みなどを通じて、人と人とのつながりを深め、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

皆さまが「ここに住んで良かった」と感じられる優しい町を目指し、福祉の枠を超えて、地域全体で支え合うことで、より豊かな町づくりを進めていきたいと考えていますので、今後とも、皆さま方の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました日高川町地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査、地域懇談会にご協力、ご出席いただきました町民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和8年3月

日高川町長 久留米 啓史

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1. 計画策定の背景.....	3
2. 地域福祉の考え方.....	7
3. 町全体での取組.....	7
4. 計画の位置づけ.....	8
5. 計画の期間.....	9
6. 計画の策定体制.....	10
第2章 日高川町の地域福祉を取り巻く現状.....	11
1. 統計データからみる日高川町.....	11
2. 地域福祉活動・団体の状況.....	21
3. アンケート調査の概要.....	24
4. 地域懇談会の結果（抜粋）.....	36
5. 日高川町の特徴とまちづくりの方向性.....	36
第3章 計画の基本的な考え方.....	40
1. 計画の基本的な方向.....	40
2. 支え合いの地域づくりのために.....	41
3. 第3期地域福祉計画の目標指標.....	43
4. 施策の体系.....	44
第4章 基本目標と施策の展開.....	45
■ 基本目標1：「つながり・支え合い」の地域づくり.....	45
■ 基本目標2：「支援」が行き届く包括的な体制づくり.....	51
■ 基本目標3：「安全」で「安心」して暮らせるまちづくり.....	57
第5章 計画の推進.....	63
1. 計画の周知及び利用促進.....	63
2. 計画の推進体制.....	63
3. 計画の進行管理.....	64
資料編.....	65

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

○身近な生活問題の多様化

全国的に人口が減少傾向にある中、団塊の世代が75歳以上となり、今後は少子高齢化がさらに進行することが予想されています。人口構造の変化によって社会が大きく変わる転換期にあり、個人の人生観の変化による晩婚化・未婚化や共働き世帯の増加、多様化を容認する動きの拡大、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながりが弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

価値観や生活様式の変化が新たな日常生活上の問題を引き起こす一方で、問題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域の福祉を維持していくためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の整備が求められてきています。

○社会福祉施策の進展

国の社会福祉基礎構造改革によって、「行政による措置」から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと社会福祉制度の転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく自立した暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスや地域包括ケア体制の整備、障害者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する福祉政策が展開されてきました。

○社会福祉法の改正

平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。

同法第4条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的と

する事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められ、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

地域福祉という考え方は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉を横断的に統合して推進していかうとするもので、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの住民、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、関係諸団体と行政が互いに連携して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法（令和元年6月改正）一抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防または要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

○重層的支援体制の整備

近年、人口減少や少子高齢化、単身・核家族化が進む中で、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）や世帯全体が孤立している状態など、地域住民が抱える生活課題は多様化・複雑化・複合化しています。従来の制度では高齢、障がい、子育て、生活困窮などの分野ごとに縦割りで対応しており、制度の狭間にある課題や複数の困りごとを抱える住民に対して、柔軟な支援が届かないケースが生じていました。

こうした背景のもと、令和3年度に創設された重層的支援体制整備事業は、市町村が中心となり、地域住民のだれもが相談しやすく、必要な支援につながる「断らない支援」の仕組みを構築することを目的としています。①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくり支援の三つの柱から構成され、個別の困りごとへの対応に加えて、孤立の予防や地域へのつながりづくりも視野に入れた包括的な支援体制の構築を目指しています。

既存の相談支援や地域活動との連携を深めながら、地域全体で包括的に支える体制を築くことが重要です。福祉部門のみならず、医療、保健、教育、就労など多分野との連携により、地域住民一人ひとりの生活課題に寄り添い、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるために、重層的支援体制の整備が地域共生社会の実現に向けて重要となっています。

○自殺対策計画

自殺は、個人の問題だけでなく、健康、経済、家族関係、社会的孤立など、さまざまな困難が複雑に絡み合って起こる社会的・地域的な課題であり、社会的孤立や生きづらさを抱える人々への支援は、地域福祉の中核をなす課題でもあります。

自殺対策基本法第13条第2項において、市町村は地域の実情に応じて「市町村自殺対策計画」を定めるものとするされています。

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施することが求められ、「誰もが希望を持って安心して暮らすことのできる社会」の実現を目指して、より効果的な施策展開を推進するため、地域福祉計画の中に位置づけます。

○再犯防止推進計画について

我が国では、刑法犯検挙者数は年々減少している一方、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は高止まりしています。また、出所者や非行歴のある若者が、地域で孤立しやすく、就労や住居、福祉サービスへのアクセスに困難を抱えて再犯に至るケースが増えており、地域の中で生活再建支援を一体的に行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、国だけでなく地方公共団体も再犯防止のための施策を実施する責務があることが明記され、同法第 8 条第 1 項では市町村においても地域の実情に応じた再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされています。

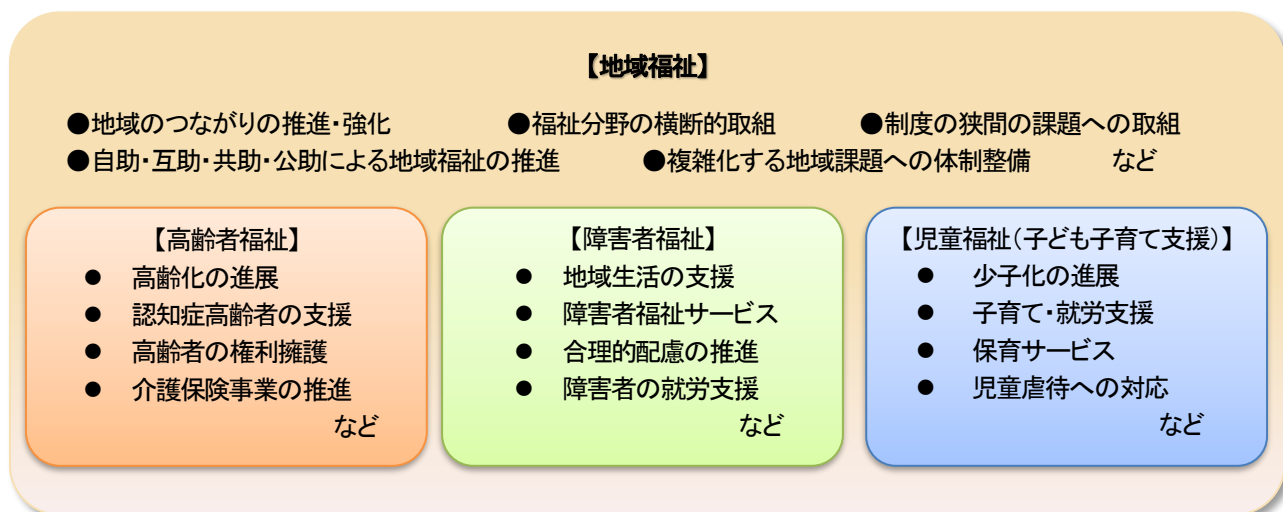
再犯防止は「地域共生社会」の実現をめざす地域福祉の枠組みの中で、地域住民、行政、関係機関、福祉サービス提供者などが連携し、包括的かつ継続的に取り組むべき課題であり、地域のだれもが排除されず、安心して暮らせる「共生のまちづくり」の一環として、地域福祉計画の中に位置づけます。

2. 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、地域ですべての人が安心して暮らせるよう、地域社会の福祉課題に対して、地域住民、福祉関係者や公的機関が協力して解決に取り組んでいこうという考え方です。地域福祉では、高齢、障がい、児童など分野ごとの福祉ではなく、それらすべてを含み、地域生活を網羅し、だれもが住みやすい地域づくりを目指しています。

これまでの福祉施策が想定していた範ちゅうを超えた多種多様な福祉課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくため、行政が主体となった取組ではなく、住民一人ひとりの自発的な取組に対して行政が積極的に支援を行うことで、住み慣れた地域でだれもが安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。

<イメージ図>



3. 町全体での取組

地域福祉を推進するためには、住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点が重要になってきます。

「自助」とは、住民一人ひとりが自らの努力により、健康維持や生活課題の解決に取り組むことです。日頃からの健康管理、生きがいづくり、自己研鑽などが該当します。

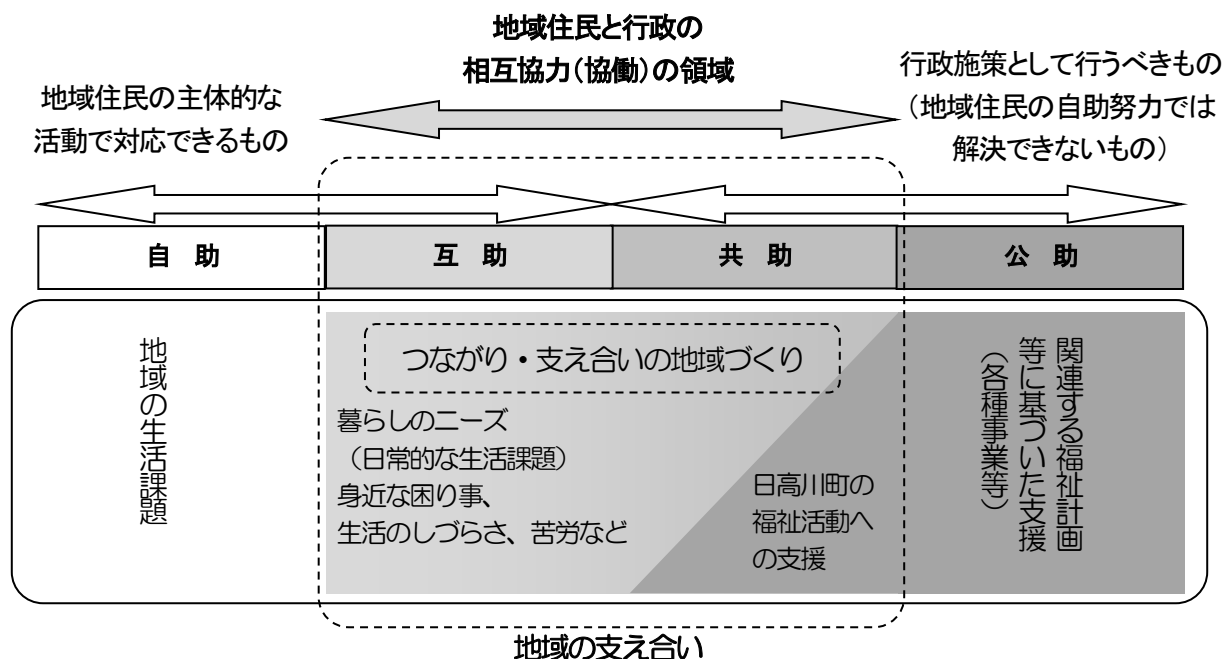
「互助」とは、家族や友人、近隣住民など、身近な人間関係の中での自発的な支え合いです。声かけや見守り活動、ボランティア活動など、費用負担を伴わない相互扶助を指します。

「共助」とは、制度化された相互扶助の仕組みであり、介護保険や医療保険などの社会保険制度がこれに当たります。

「公助」とは、行政による福祉サービスや生活保護などの公的な支援を指します。自助・互助・共助では対応困難な課題に対し、セーフティネットとして機能します。

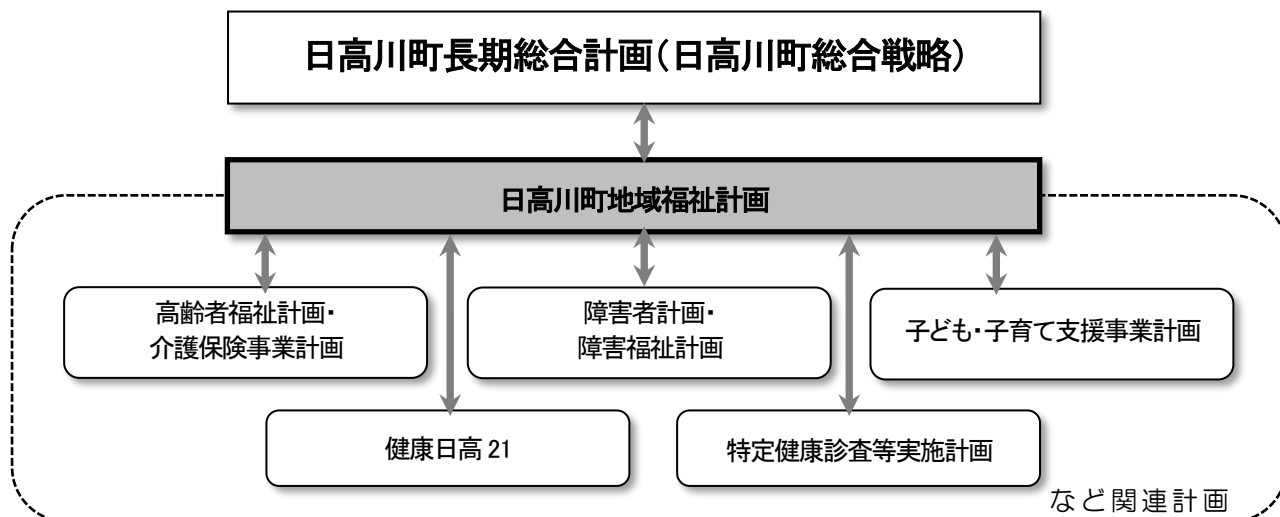
これら4つの要素が有機的に連携し、補完し合うことで、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

■「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



4. 計画の位置づけ

本計画は「日高川町長期総合計画」(以下、総合計画)を上位計画としながら、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など関連計画との整合を図ります。



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

ただし、社会情勢や制度の見直しなど状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行います。

計画名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
日高川町第2次長期総合計画 (後期基本計画)	→							
日高川町総合戦略	←→							
日高川町第3期地域福祉計画	策定	←→						
日高圏域障害者プラン		←→						
日高川町高齢者福祉計画及び 第10期介護保険事業計画		←→						
日高川町子ども・子育て支援事業計画	←→							

6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「日高川町地域福祉計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置し、地域福祉を推進するための施策や実施事業等について検討を進めました。また、住民の意識調査や策定委員会で様々なご意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきました。

（1）関連計画及び地域データの整理

現行の関連計画の方向性や事業内容などと整合性のあるものとするため、関連計画及び町内の地域福祉に関する現況データの整理を行いました。

（2）アンケート調査の実施

本計画策定の基礎的な資料として、町民の皆さんの地域福祉活動や福祉のまちづくりに対する考え方・意識などの全体像を把握するため、アンケート調査を実施しました。

（3）地域懇談会の実施

本計画策定に向けて、町民の皆さんが抱える福祉課題や福祉ニーズを直接的に把握し、多様な立場からの意見を集約するため、地域懇談会を町内3地区で実施しました。

（4）策定委員会における検討

町内の地域福祉に関する団体・関係機関などで構成する策定委員会における議論・検討を経て策定しました。

第2章 日高川町の地域福祉を取り巻く現状

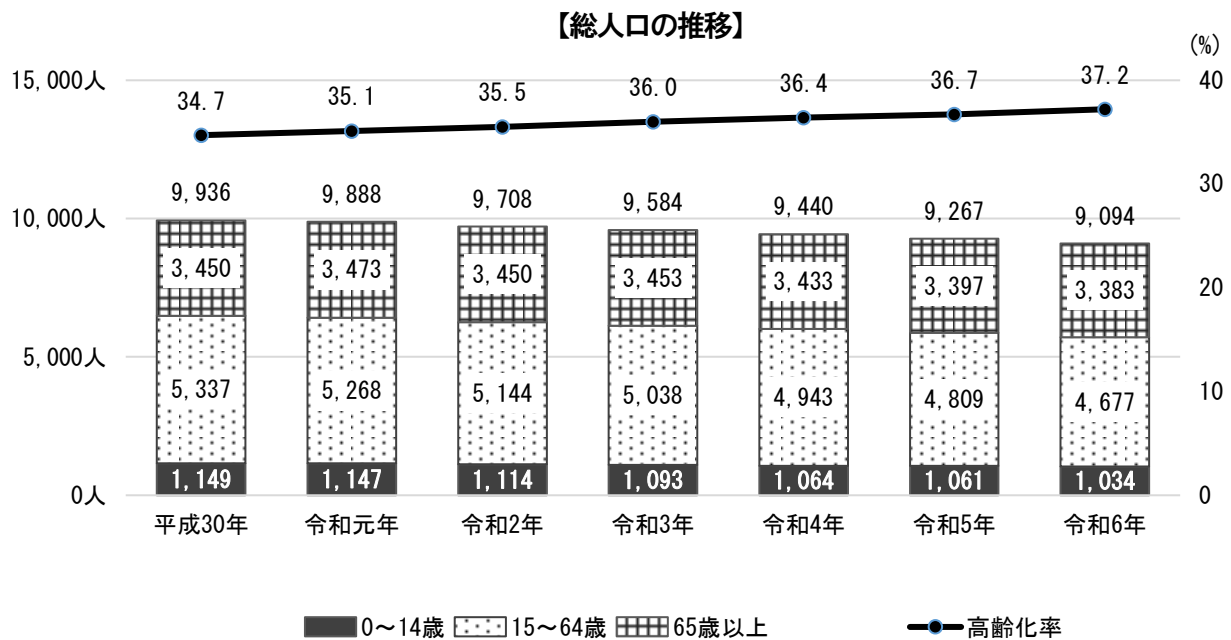
1. 統計データからみる日高川町

(1) 人口

① 総人口

人口の動きをみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年で9,094人となっています。特に15～64歳人口の減少が顕著となっています。

一方、高齢化率は年々上昇し、令和6年で37.2%となっています。

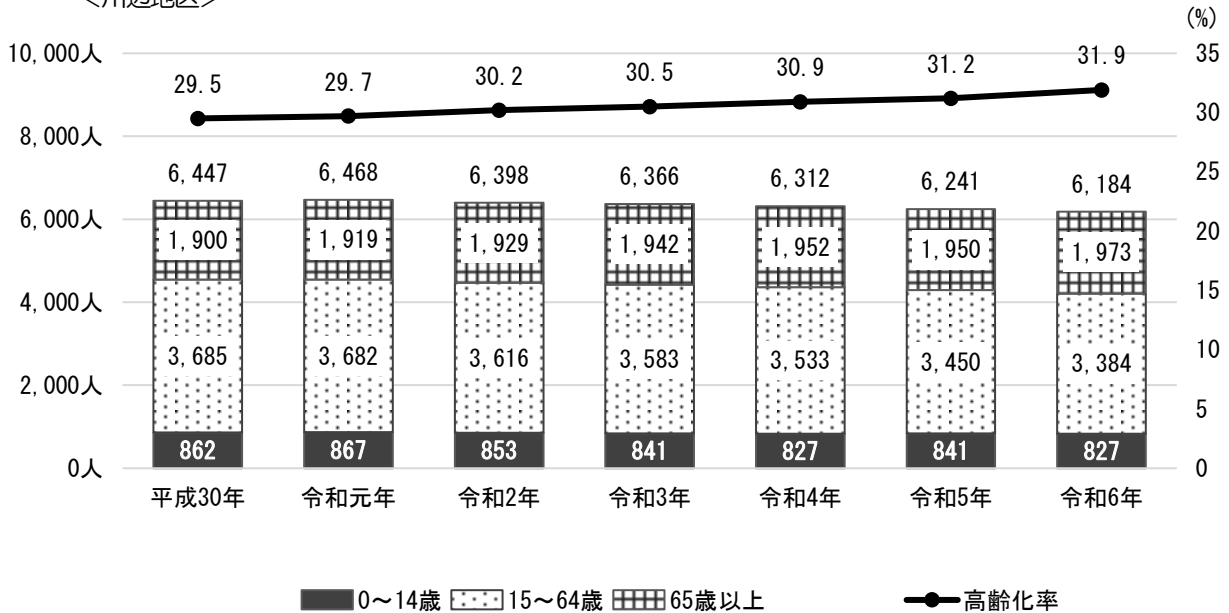


資料：住民基本台帳

②地区別人口

地区別人口をみると、川辺地区では令和元年を境に減少に転じ、令和6年で6,184人となっています。高齢化率は年々上昇し、令和6年で31.9%となっています。

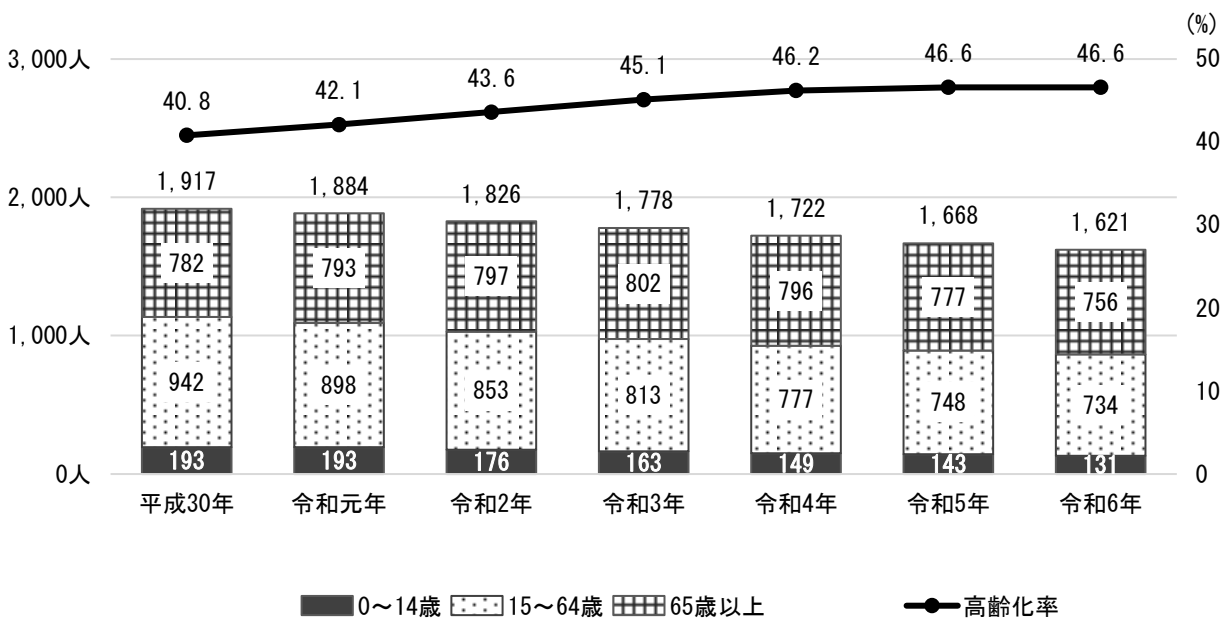
<川辺地区>



資料：住民基本台帳

中津地区では年々人口が減少し、令和6年で1,621人となっています。高齢化率は年々上昇し、令和6年で46.6%となっています。

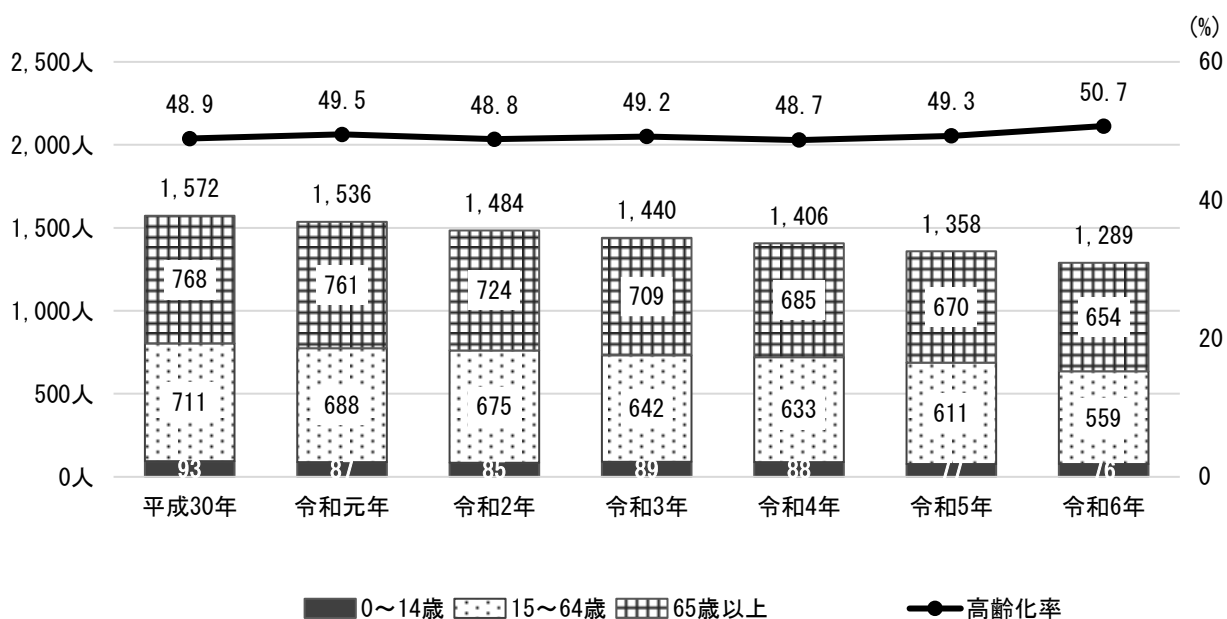
<中津地区>



資料：住民基本台帳

美山地区においても年々人口が減少し、令和6年で 1,289 人となっています。
高齢化率は、令和6年に 50%を超えています。

<美山地区>

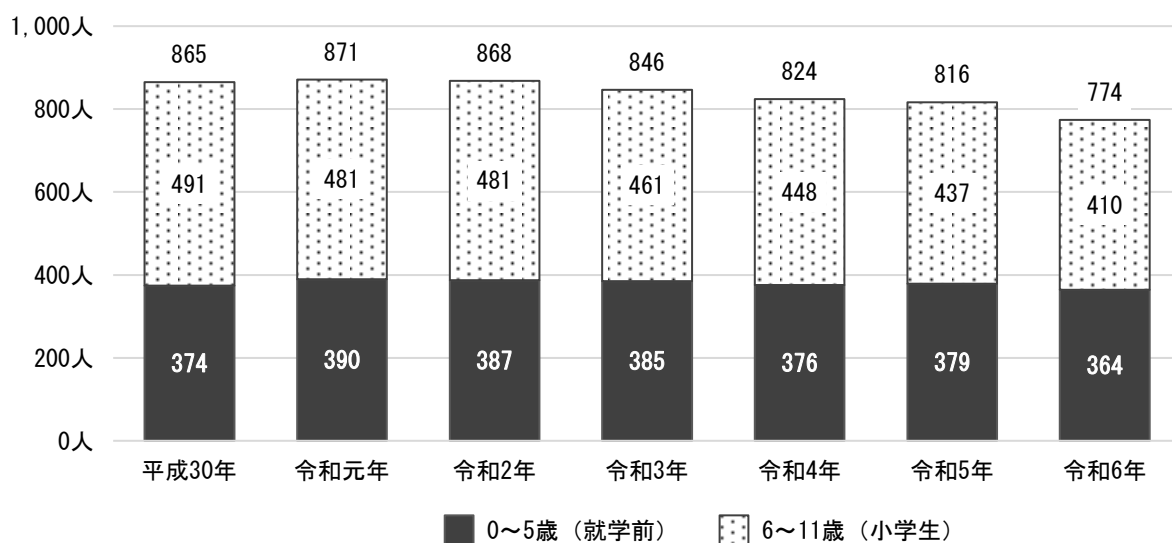


資料：住民基本台帳

③子どもの人口

子どもの数は令和元年以降減少しており、令和6年は 774 人となっています。

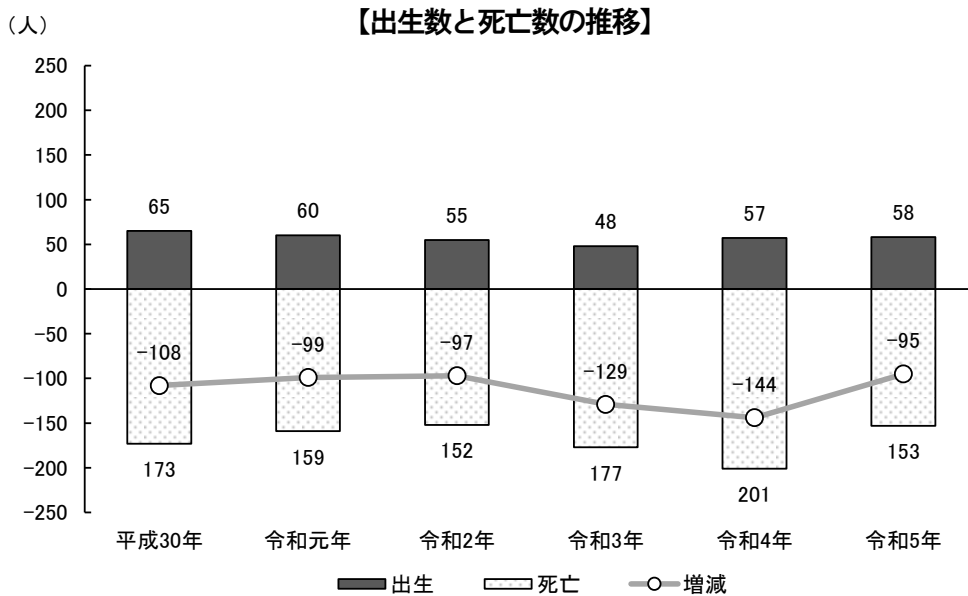
【子どもの推移】



資料：住民基本台帳

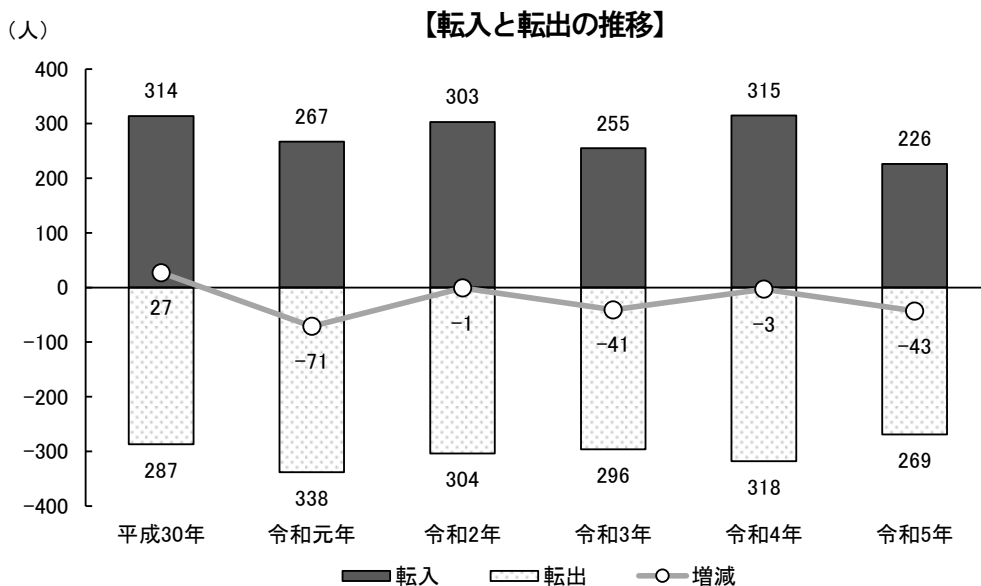
④自然動態

出生数は令和2年以降 40～50 人台で推移し、死亡数は令和4年に 200 人を超えましたが、令和5年は 153 人となっています。出生数と死亡数の差である自然増減数は 100 人前後で推移し、令和5年は 95 人の自然減となっています。



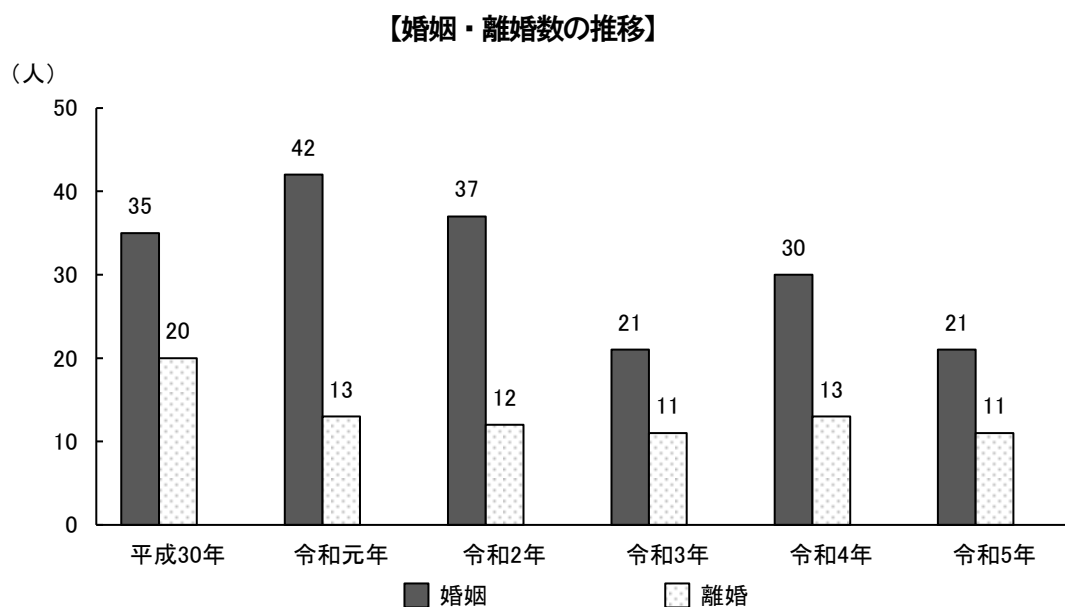
⑤社会動態

転入数は 200～300 人台で推移し、令和5年は 226 人と平成30年以降最少となっています。転出数は令和元年度以降、転入を上回っており、令和5年は 269 人で、43 人の社会減となっています。



⑥婚姻・離婚数

婚姻数は、令和元年には42件と多かったものの、令和5年には21件と減少傾向にあります。離婚数は令和元年以降10件台で推移しており、令和5年には11件となっています。



資料：和歌山県人口動態統計

(2) 世帯数

①世帯数および高齢者世帯数

総世帯数は平成 17 年以降ゆるやかに減少しており、令和 2 年は 3,585 世帯となっています。

高齢者独居世帯は増加傾向にあり、令和 2 年には 612 世帯、総世帯に占める割合は 17.1%となっています。高齢者夫婦世帯は、ほぼ横ばいで推移し、令和 2 年には 530 世帯となっています。

【世帯数の推移】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
一般世帯(世帯)	3,819	3,744	3,644	3,585
高齢者を含む世帯(世帯)	2,258	2,173	2,134	2,123
高齢独居世帯(世帯)	472	534	564	612
高齢夫婦世帯(世帯)	583	486	502	530
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合(%)	12.4	14.3	15.5	17.1

資料：国勢調査

②ひとり親世帯数

ひとり親世帯数をみると、母子世帯は平成 17 年から平成 27 年にかけて以降増加傾向にあり、令和 2 年には 50 世帯となっています。父子世帯は、10 世帯以下で推移しています。

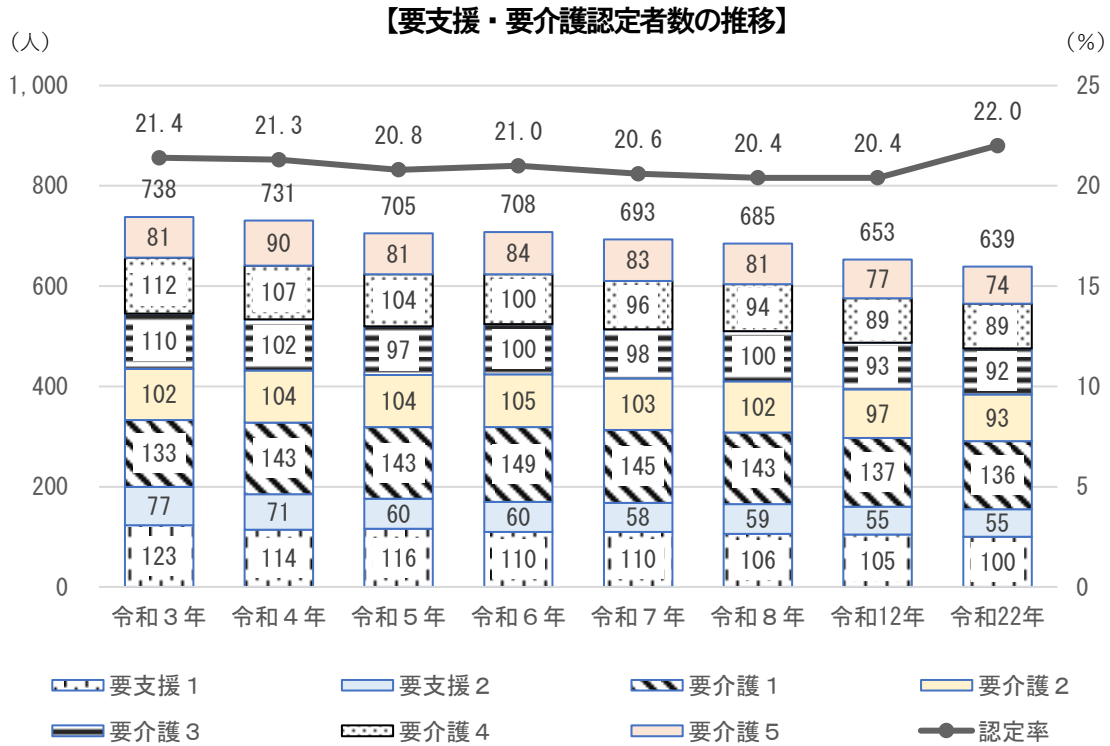
【ひとり親世帯数の推移】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
母子家庭(世帯)	39	39	47	50
父子家庭(世帯)	10	4	9	10

資料：国勢調査

(3) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数をみると、全体としては減少傾向にあり、令和6年で708人となっています。要介護認定率はほぼ横ばいで、令和6年で21.0%となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和7年以降は推計値）

(4) 障害者手帳交付数

障害者手帳交付数をみると、身体障害者手帳はゆるやかな減少傾向を示していますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は、ゆるやかな増加傾向にあります。

【障害者手帳交付数の推移】

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体障害者手帳	464	468	465	456	438	423	410
療育手帳	112	112	112	117	121	123	126
精神障害者保健福祉手帳	78	80	84	84	91	97	101

資料：社会福祉行政業務報告

(5) 認知症高齢者数

認知症高齢者数は、令和4年度までは400人台で推移していましたが、令和6年度には650人、高齢者に占める割合は19.2%となっています。

【認知症高齢者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者数(人)	3,450	3,476	3,448	3,450	3,433	3,397	3,383
認知症高齢者数(人)	419	430	429	425	418	613	650
高齢者に占める割合(%)	12.1%	12.4%	12.4%	12.3%	12.2%	18.1%	19.2%

資料：保健福祉課

(6) 生活保護及び生活資金等の状況

①生活保護世帯数

生活保護世帯数は30世帯程度で推移しており、令和6年度は31世帯となっています。

【生活保護世帯数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護世帯(世帯)	33	32	34	30	28	29	31
生活保護人員(人)	40	38	38	35	34	36	36

資料：保健福祉課

②生活資金及び生活福祉資金利用世帯数

町社会福祉協議会による生活資金利用世帯数は令和6年度時点で1世帯となっています。なお、令和2～4年度には新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業等で、生活福祉資金の特例貸付を利用されている方がいましたが、令和6年度時点で利用者はいません。

【生活資金及び生活福祉資金利用世帯数の推移】

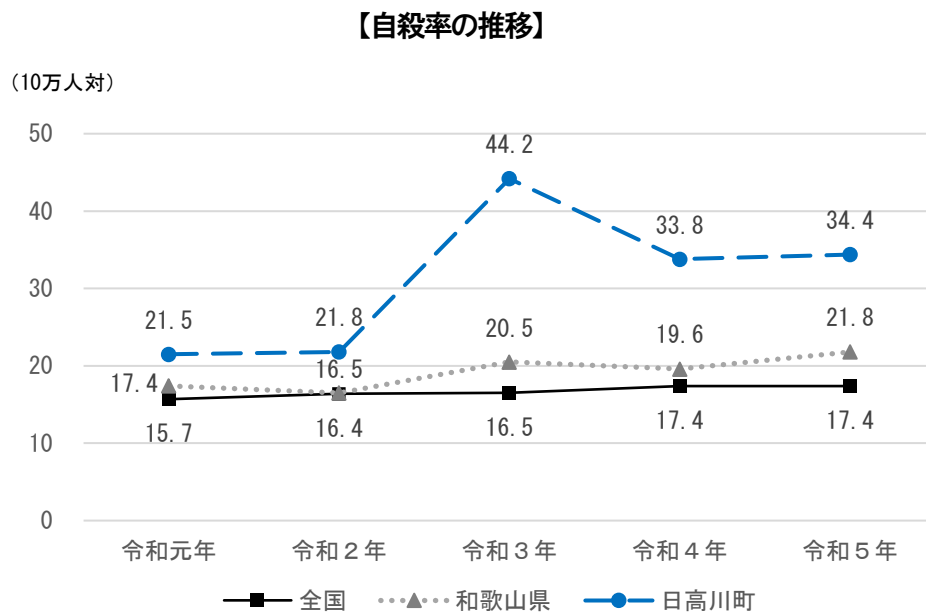
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活資金利用世帯数(町社協)	4	5	3	4	5	5	1
生活福祉資金利用世帯数(県社協)	-	-	-	1	-	3	-
コロナ特例貸付	-	-	54	49	11	-	-

資料：社会福祉協議会

(7) 自殺の状況

町の人口 10 万人あたりの自殺率は令和 5 年で 34.4 人と、県・国を上回っています。

原因別でみると、健康問題や勤務問題、家庭問題、経済・生活問題が多くなっています。



資料：和歌山県人口動態統計

【令和3～5年原因別自殺者数（複数）】

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
自殺原因（件）	3	6	3	5	0	0	1	2

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(注) 自殺の原因・動機に係る集計については、家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、原因・動機を4つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しません。

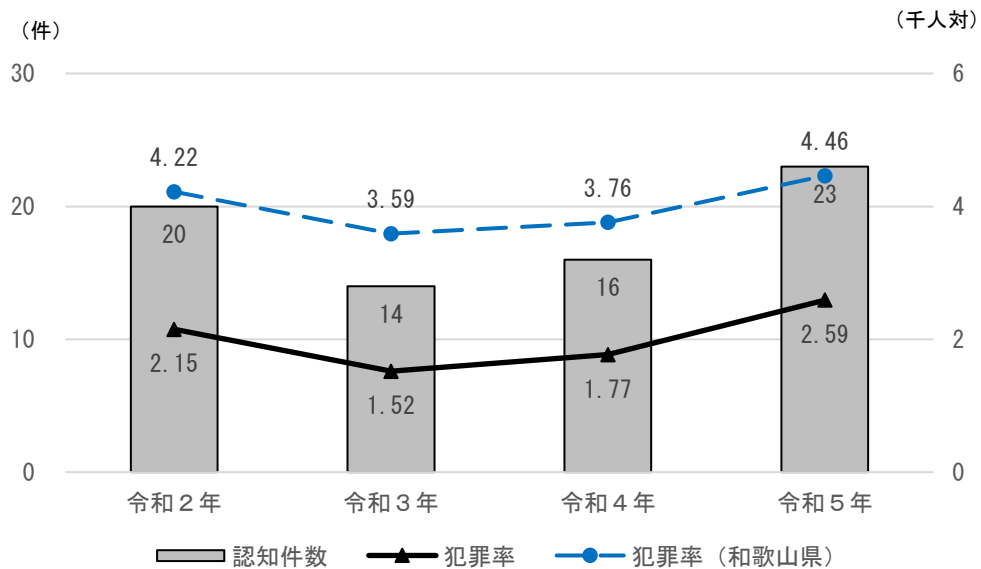
(8) 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数をみると、各年 10～20 件台で推移し、犯罪率は県を下回っています。

和歌山県における再犯者率は、40%台後半で推移し、令和 4 年は 48.3%と、国の水準とほぼ変わらない状況にあります。

再犯を防止するため、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司が令和 5 年現在 9 人、更生保護活動に取り組まれています。

【刑法犯認知件数・犯罪率の推移】



資料：和歌山県警察「和歌山県の犯罪情勢」

【再犯率の推移（和歌山県）】

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
刑法犯検挙者数 (人)	1,709	1,590	1,474	1,443	1,440
再犯者数 (人)	815	732	665	651	696
再犯者率 (%)	47.7	46.0	45.1	45.1	48.3
再犯者率 (全国) (%)	48.8	48.8	49.1	48.6	47.9

資料：和歌山県警察「和歌山県の犯罪情勢」

2. 地域福祉活動・団体の状況

(1) 自治会（区）

自治会（区）は、基本的な自治組織として位置づけられ、川辺地区に 21 区、中津地区に 25 区、美山地区に 33 区あります。

住民同士の交流や環境整備活動・防災活動等を行い、住民だれもが加入できる自主的な自立した任意の近隣住民のコミュニティ組織です。

(2) 民生児童委員

民生児童委員は、地域福祉の推進における重要な役割を担っており、本町においても、住民の最も身近な相談相手として、地域の見守り役として、また、地域のニーズを行政につなぐパイプ役として活動しており、川辺地区に 24 人（主任児童委員 2 人含む）、中津地区に 14 人（主任児童委員 1 人含む）、美山地区に 16 人（主任児童委員 1 人含む）います。

(3) 地域見守り協力員

地域見守り協力員は、高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活の中でさりげない見守りや声かけを行うボランティアであり、令和 7 年 12 月には 38 人が活動しています。

(4) 老人クラブ

老人クラブの加入者数は、令和 6 年度にクラブ数が 4 クラブ減少したこともあって減少傾向にあり、令和 6 年度では 1,475 人となっています。

【老人クラブ数の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
老人クラブ数(団体)	44	43	43	44	43	43	39
加入者数(人)	2,061	1,938	1,893	1,930	1,815	1,694	1,475

資料：保健福祉課

(5) 福祉ボランティア

福祉ボランティアの団体数は令和 6 年度で 14 団体となっており、団体の登録人数は令和 6 年度に 197 人となっています。個人ボランティアは、令和 6 年度で 47 人となっています。

【福祉ボランティア数の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数(団体)	15	15	15	15	16	16	14
団体登録者数(人)	218	216	216	198	200	197	197
個人ボランティア数(人)	60	59	59	51	49	47	47

資料：社会福祉協議会

(6) ふれあいいきいきサロン

ふれあいいきいきサロンは、令和 6 年度に 28 サロンとなっており、参加者は回復傾向で、令和 6 年度では 1,952 人となっています。

【ふれあいいきいきサロン数の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数(か所)	25	25	25	25	25	28	28
参加者数(人)	2,752	2,644	231	231	564	1,277	1,952

資料：保健福祉課

(7) 認知症サポーター

認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を毎年実施していることにより、年間 100~200 人の登録者の増加があり、令和 6 年度では 2,871 人となっています。

【認知症サポーター数の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養成講座受講者数(人)	172	101	149	154	105	151	111
登録者数(人)	2,010	2,111	2,260	2,414	2,519	2,760	2,871

資料：保健福祉課

(8) シルバー人材センター

平成 30 年度にシルバー人材センターを立ち上げ、60 歳以上の高齢者の方々に社会参加と生きがいづくりの場を提供しています。

長年の豊かな経験と能力を持つ高齢者を会員として、草刈り・みかんの収穫等農作業や掃除等の家事的作業を請け負っています。令和 6 年度は 107 人の会員登録があります。

(9) 地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センター相談件数は、200～300 人台で推移し、令和 6 年度は 339 件となっています。

【地域包括支援センター相談件数の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数(件)	263	257	291	300	307	282	339

資料：保健福祉課

(10) 子育て支援センター利用者数

子育て支援センター利用者数は減少傾向にあり、令和 6 年度は川辺支援センターで 1,972 人、中津支援センターで 291 人となっています。

【子育て支援センター利用者数の推移】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川辺支援センター利用者数(人)	1,958	3,041	1,972
中津支援センター利用者数(人)	187	73	291

資料：住民課

(11) ファミリーサポートセンター利用者数

令和 6 年度のファミリーサポートセンター会員数は 18 人、利用者数は 77 人となっています。

【ファミリーサポートセンター利用者数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会員数(人)	3	28	17	19	19	18
利用者数(人)	16	77	79	66	74	77

資料：住民課

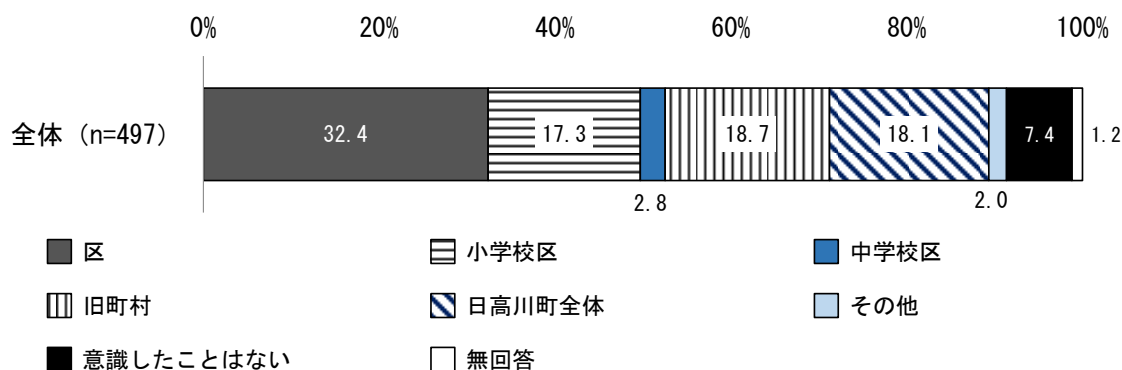
3. アンケート調査の概要

本計画の策定に向け、町民の地域福祉活動や福祉のまちづくりのあり方についての考え方・意識等を把握するための基礎調査を、令和6年12月に実施しました。

配布数	有効回収数	回収率
1,000 票	497 票	49.7%

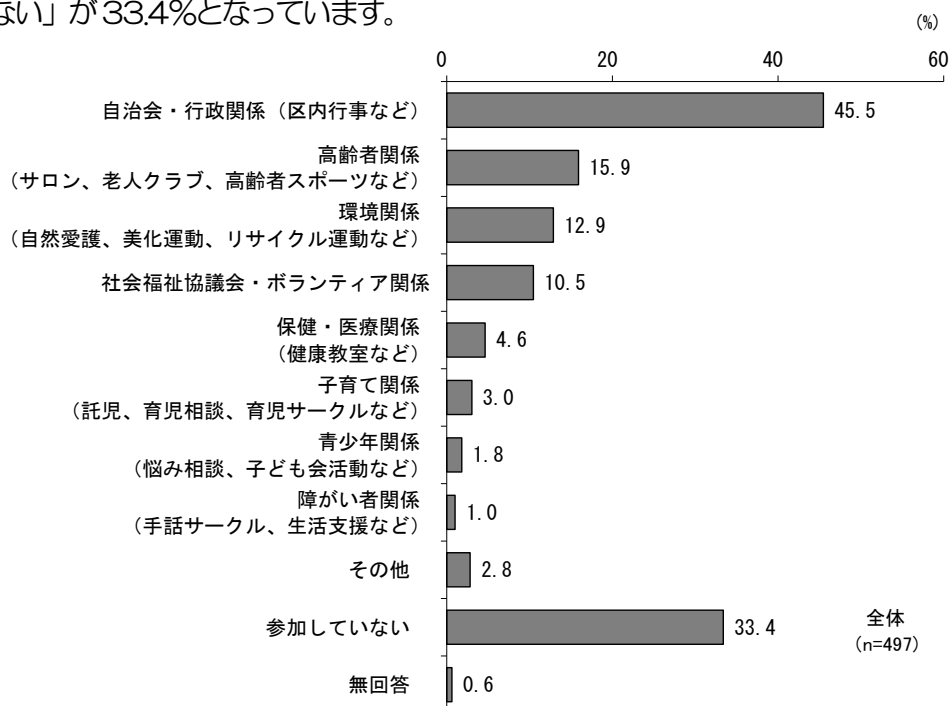
■地域の範囲

「地域」はどういった範囲だと思うかについては、「区」の割合が32.4%と最も高くなっています。「小学校区」が17.3%、「中学校区」が2.8%、「旧町村」と「日高川町全体」が18%台となっている一方、「意識したことはない」が7.4%となっています。



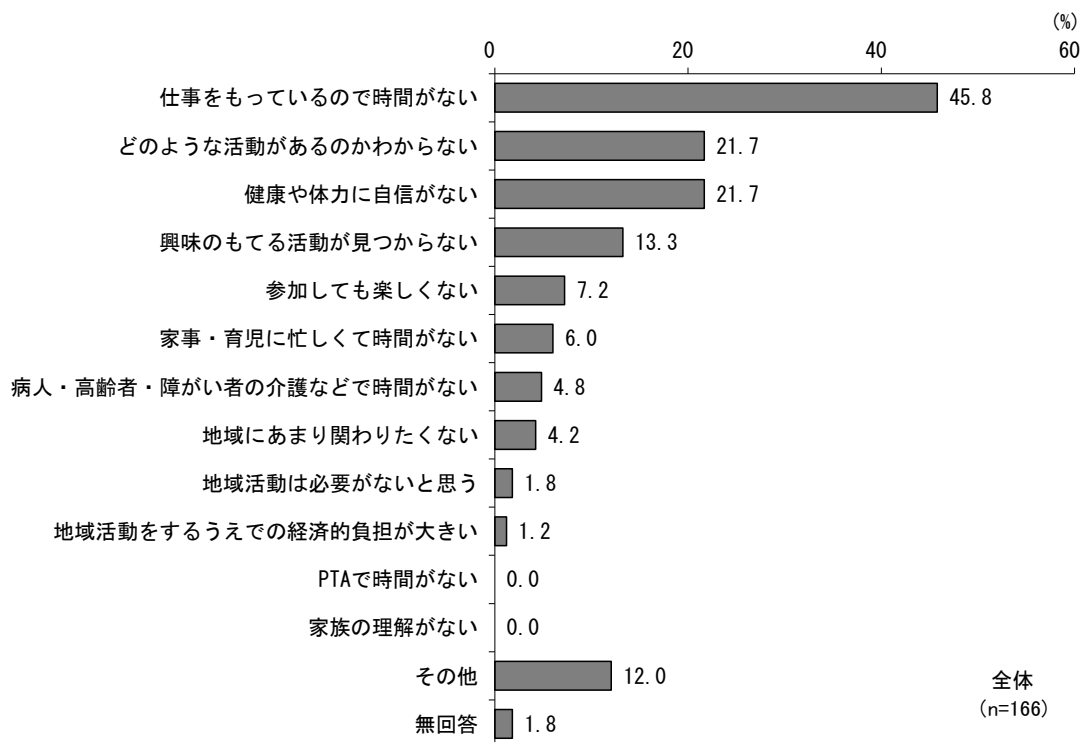
■参加している地域活動

現在参加している地域活動については、「自治会・行政関係（区内行事など）」の割合が45.5%と最も高く、次いで「高齢者関係（サロン、老人クラブ、高齢者スポーツなど）」（15.9%）、「環境関係（自然愛護、美化運動、リサイクル運動など）」（12.9%）などの順となっています。一方、「参加していない」が33.4%となっています。



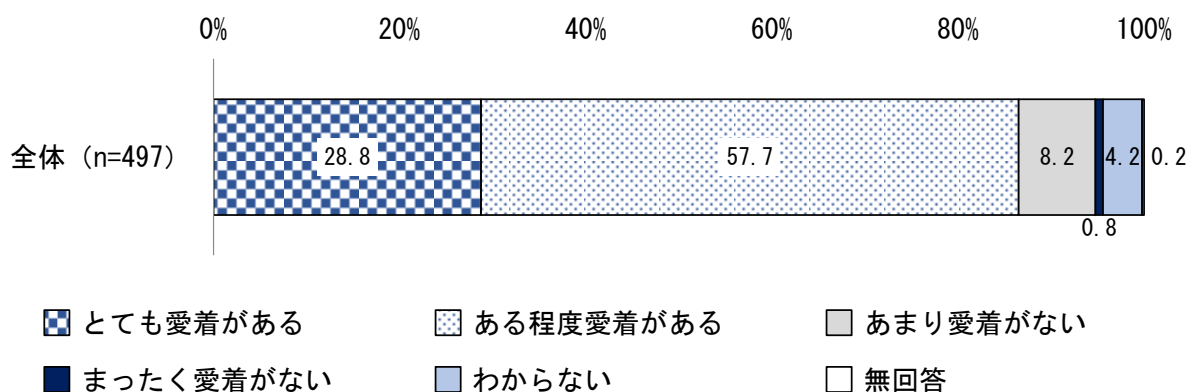
■地域活動に参加していない理由

地域活動に参加していない人の理由については、「仕事をもっているので時間がない」の割合が45.8%と最も高く、次いで「どのような活動があるのかわからない」と「健康や体力に自信がない」が21.7%などの順となっています。



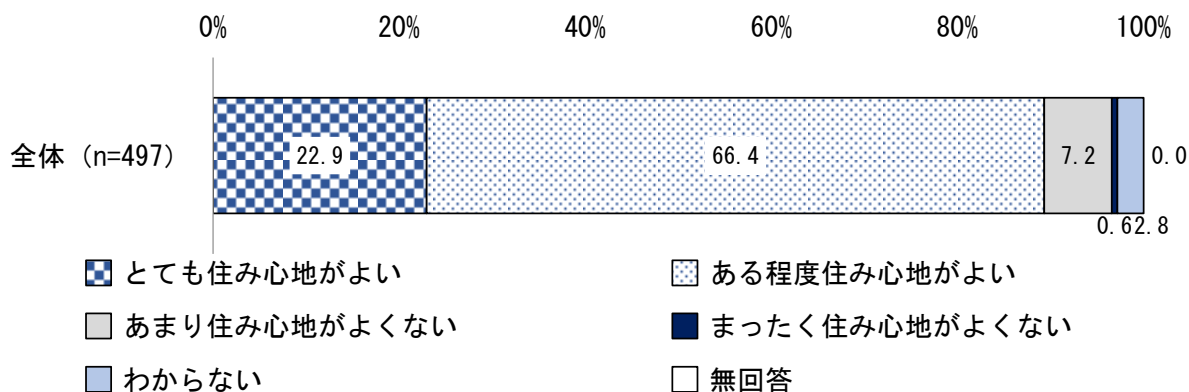
■地域への愛着

住んでいる地域への愛着については、「とても愛着がある」が28.8%、「ある程度愛着がある」が57.7%と愛着のある人が合わせて86.5%となっています。



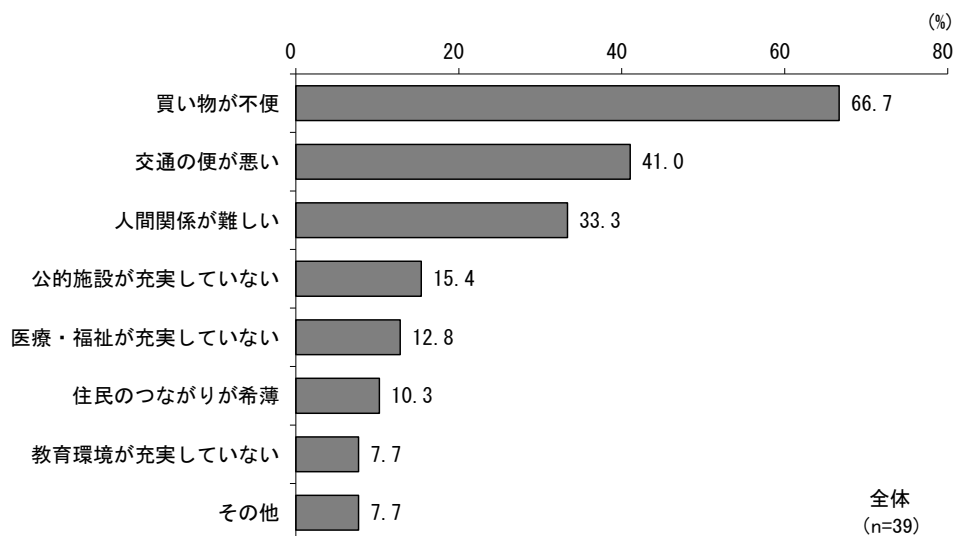
■地域の住み心地

住んでいる地域の住み心地については、「とても住み心地がよい」が22.9%、「ある程度住み心地がよい」が66.4%と、住み心地がよいとする人が合わせて約9割となっています。



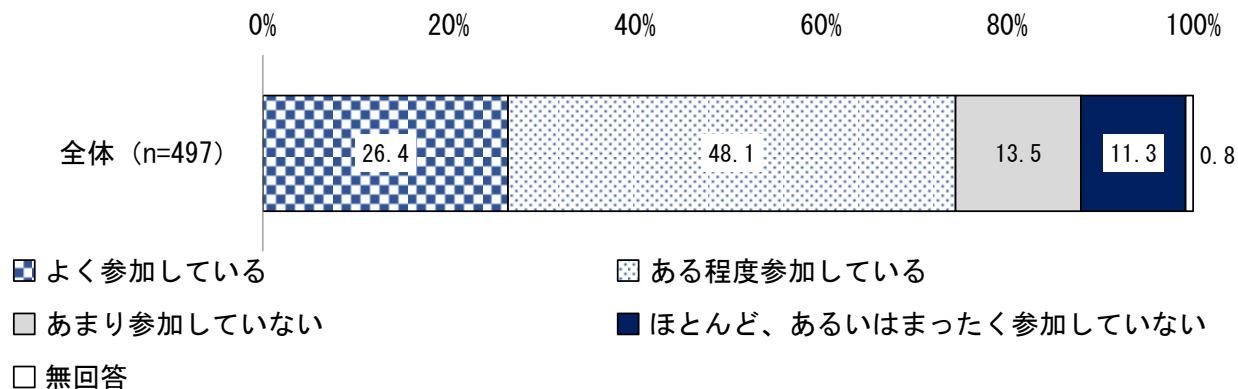
■地域の住み心地がよくない理由

住み心地がよくない理由をみると、「買い物が不便」が66.7%と際立って多くなっています。次いで「交通の便が悪い」が41.0%、「人間関係が難しい」が33.3%で続いています。



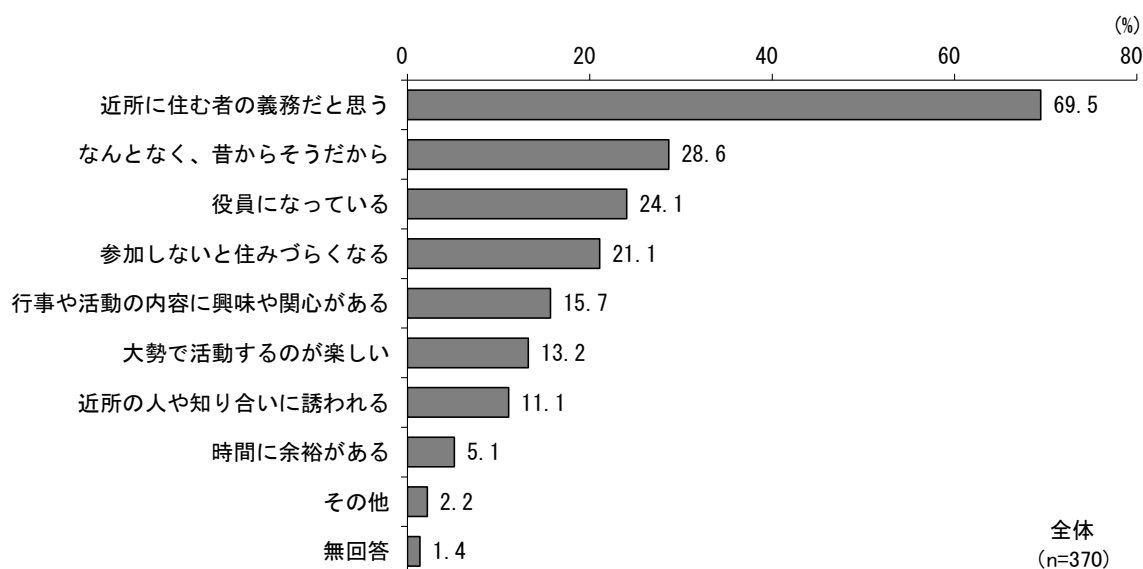
■区の活動の参加状況

区の活動への参加状況については、「よく参加している」が26.4%、「ある程度参加している」が48.1%、「あまり参加していない」が13.5%、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が11.3%となっています。



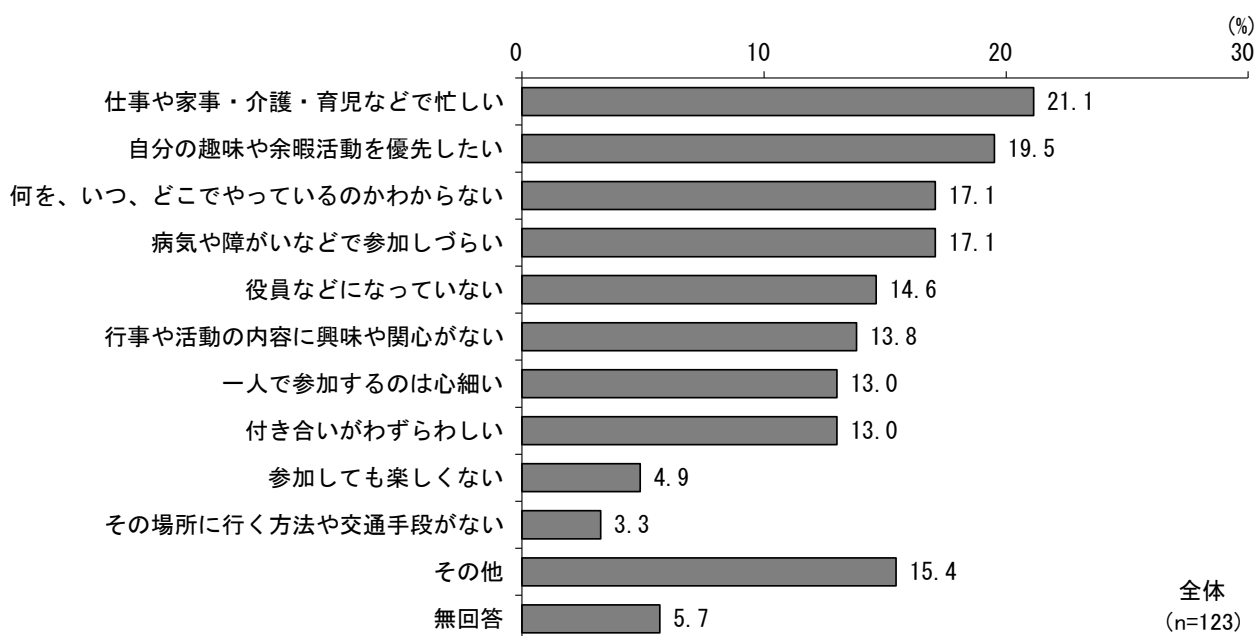
■区の活動に参加している理由

区の活動に参加している人の理由については、「近所に住む者の義務だと思う」の割合が69.5%と最も高く、次いで「なんとなく、昔からそうだから」が28.6%、「役員になっている」が24.1%などの順となっています。



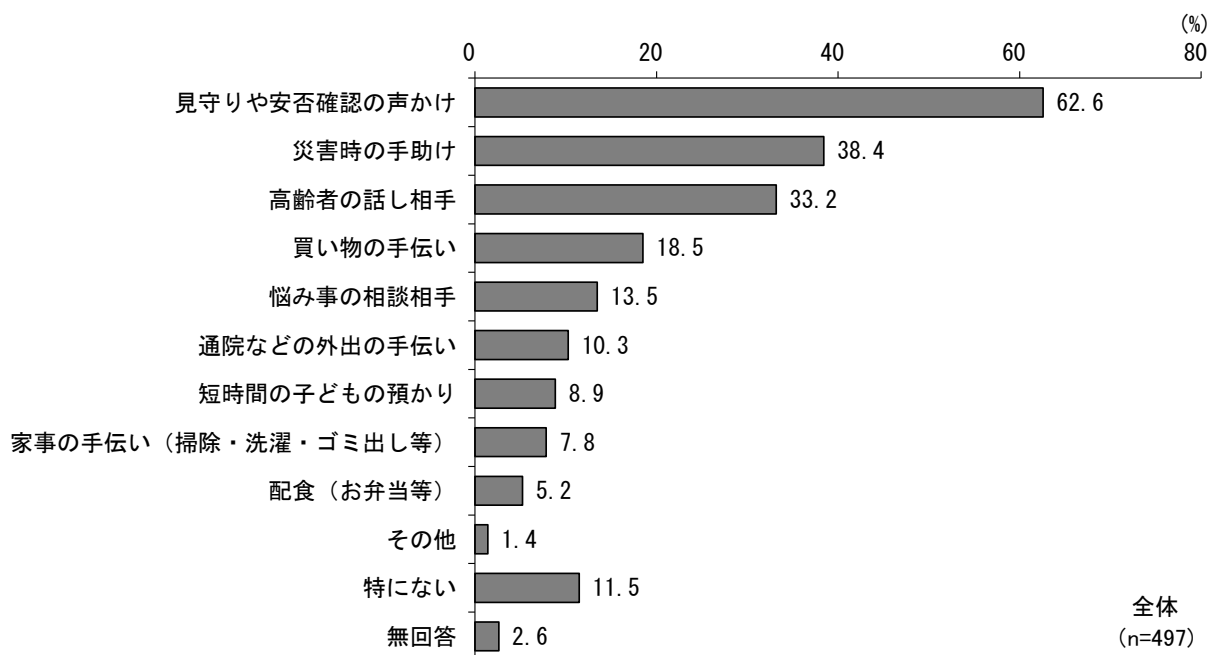
■区の活動に参加していない理由

区の活動に参加していない理由については、「仕事や家事・介護・育児などで忙しい」の割合が21.1%と最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したい」が19.5%、「何を、いつ、どこでやっているのかわからない」と「病気や障がいなどで参加しづらい」が17.1%などの順となっています。



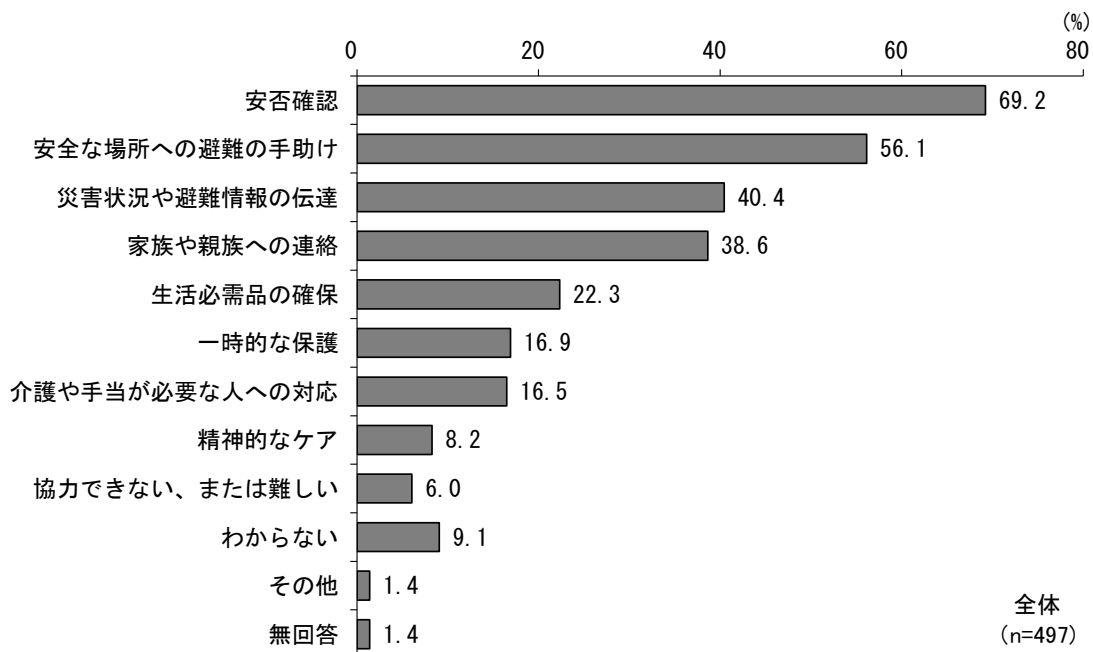
■介護や子育てで困っている家庭への手助け

隣近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合にできる手助けについては、「見守りや安否確認の声かけ」の割合が62.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が38.4%、「高齢者の話し相手」が33.2%などの順となっています。



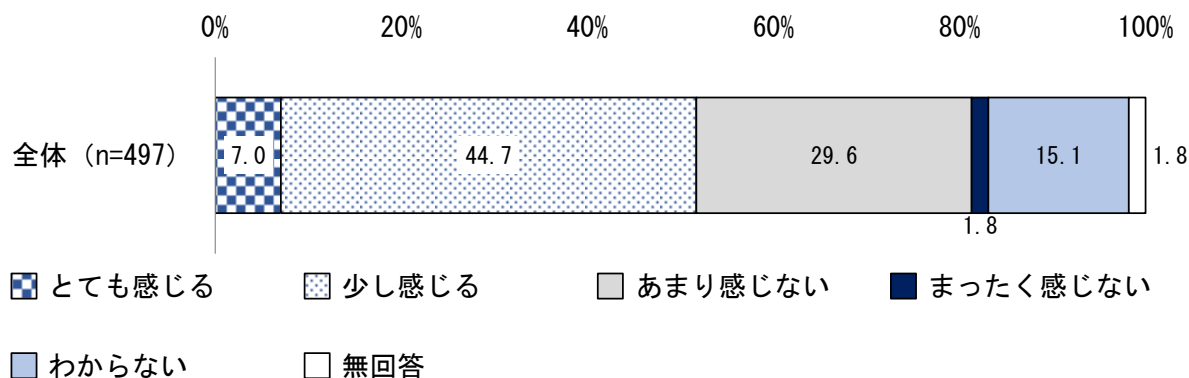
■災害時に支援が必要な方への助け合い・協力

災害時に支援が必要な人にどのような助け合いや協力ができるかについては、「安否確認」の割合が69.2%と最も高く、次いで「安全な場所への避難の手助け」が56.1%、「災害状況や避難情報の伝達」が40.4%などの順となっています。



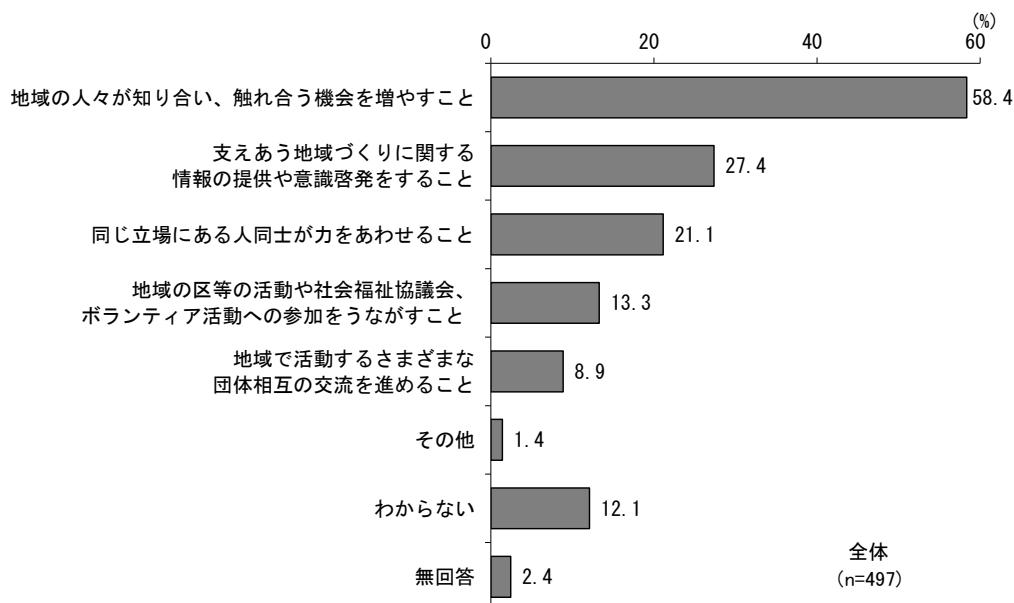
■地域の中での支え合い

地域の中で互いの生活を支え合っていると感じるかについては、「とても感じる」が7.0%、「少し感じる」が44.7%、「あまり感じない」が29.6%、「まったく感じない」が1.8%となっています。



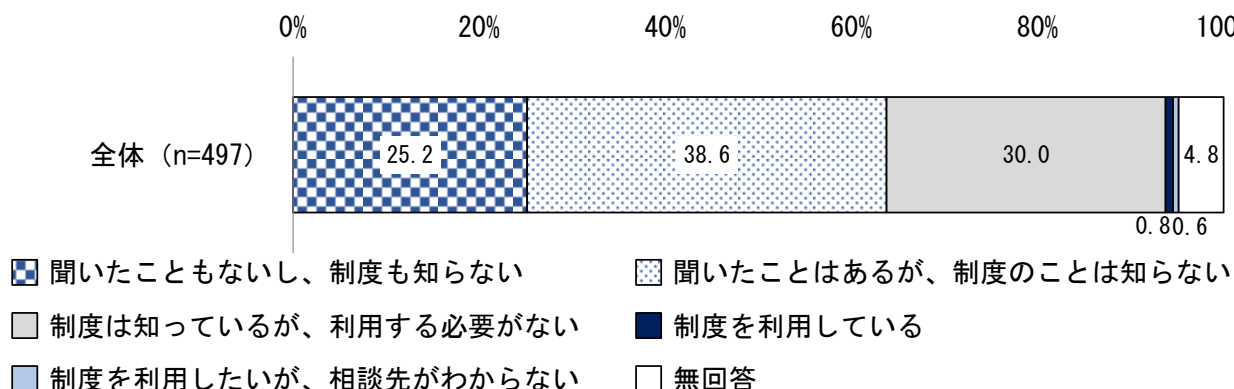
■ともに支え合う地域づくりに必要なこと

住民同士がともに支え合う地域づくりに必要なことについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」の割合が58.4%と際立って高く、次いで「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が27.4%、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」が21.1%などの順となっています。



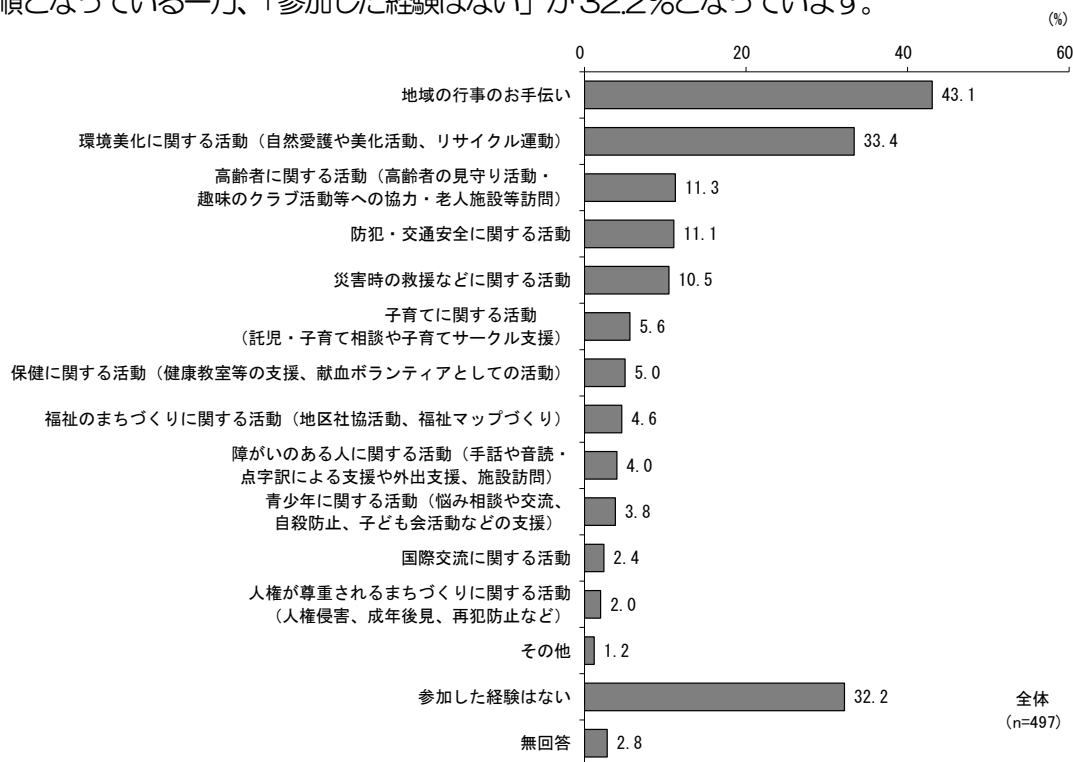
■成年後見制度について

成年後見制度の認知度については、「聞いたこともないし、制度も知らない」が25.2%、「聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が38.6%、「制度は知っているが、利用する必要がない」が30.0%で、「制度を利用している」は0.8%となっています。



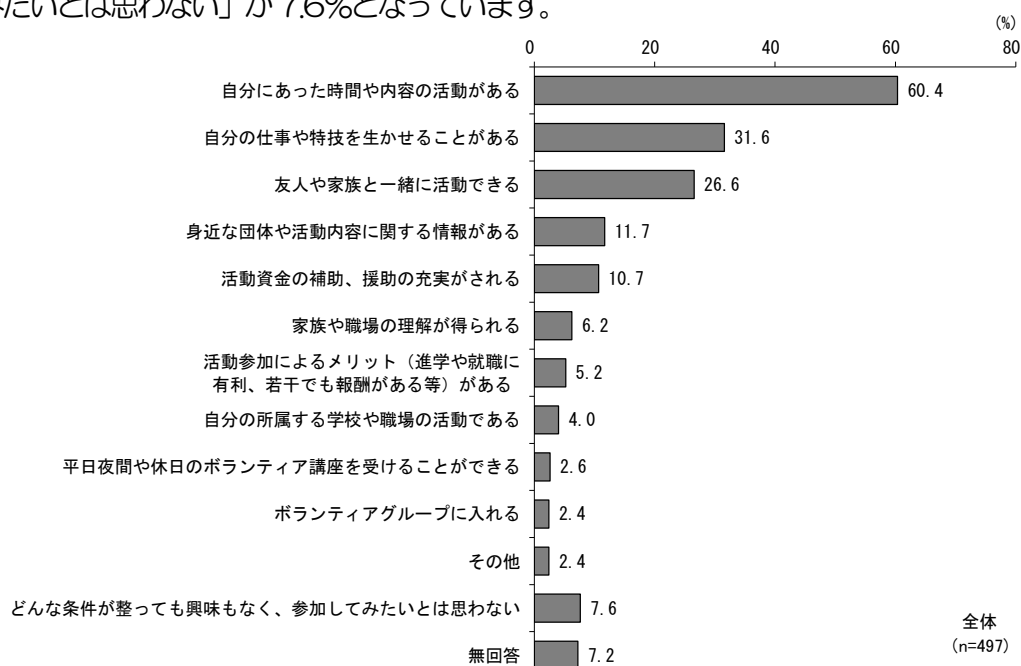
■ボランティア活動への参加状況

参加したことがあるボランティア活動については、「地域の行事のお手伝い」の割合が43.1%で最も高く、次いで「環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動）」が33.4%などの順となっている一方、「参加した経験はない」が32.2%となっています。



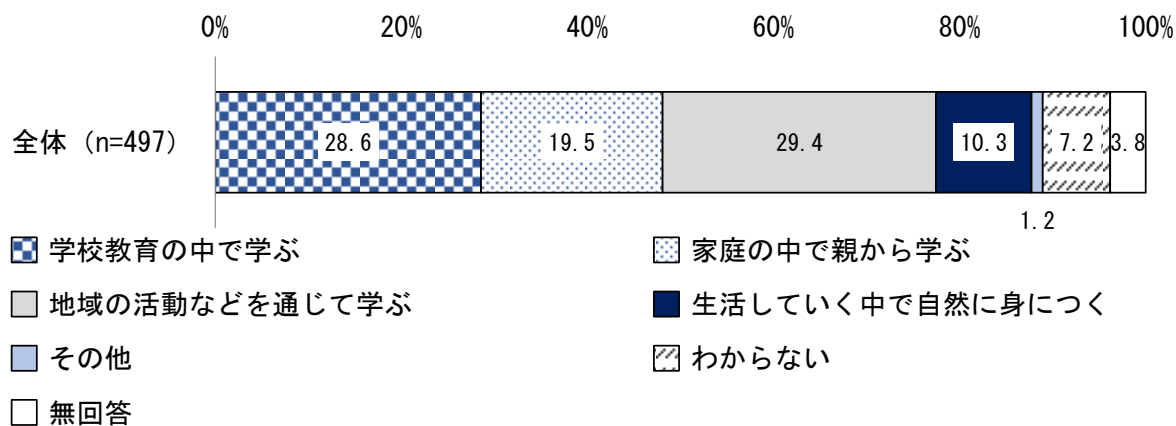
■ボランティア活動に参加しやすくするためには

ボランティア活動に参加する条件については、「自分にあった時間や内容の活動がある」の割合が60.4%で最も高く、次いで「自分の仕事や特技を生かせることがある」が31.6%、「友人や家族と一緒に活動できる」が26.6%などの順となっている一方、「どんな条件が整っても興味もなく、参加してみたいとは思わない」が7.6%となっています。



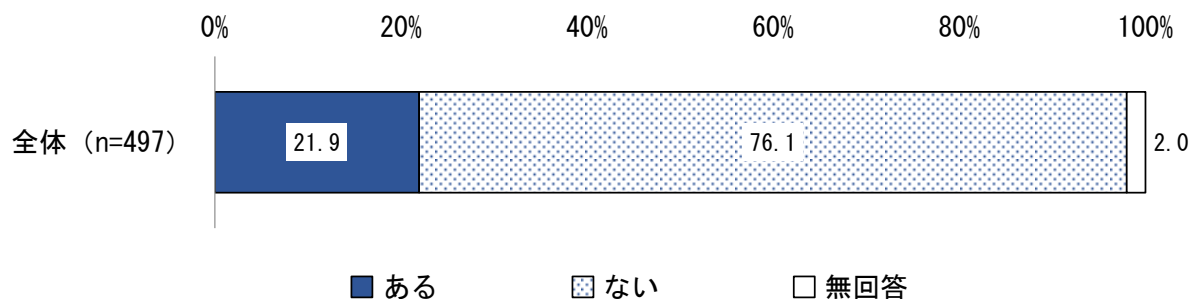
■福祉教育について

地域における子どもたちに対する福祉教育の行い方については、「地域の活動などを通じて学ぶ」の割合が29.4%と最も高く、次いで「学校教育の中で学ぶ」が28.6%、「家庭の中で親から学ぶ」が19.5%、「生活していく中で自然に身につく」が10.3%などとなっています。



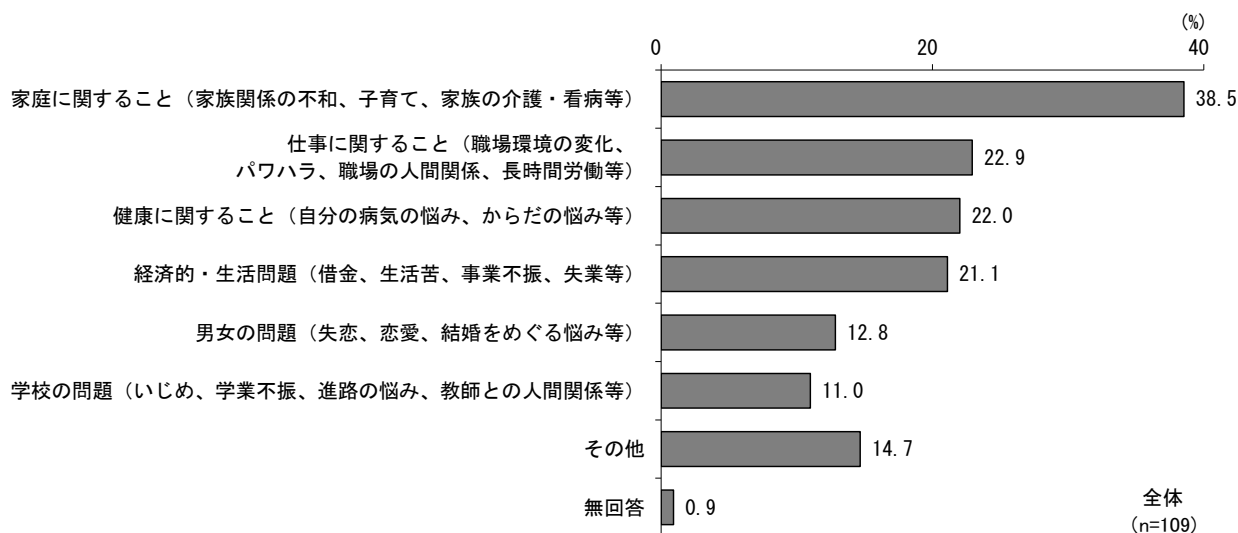
■自死を考えた経験

これまでの人生で、自死を考えたことがあるかについては、「ある」が21.9%、「ない」が76.1%となっています。



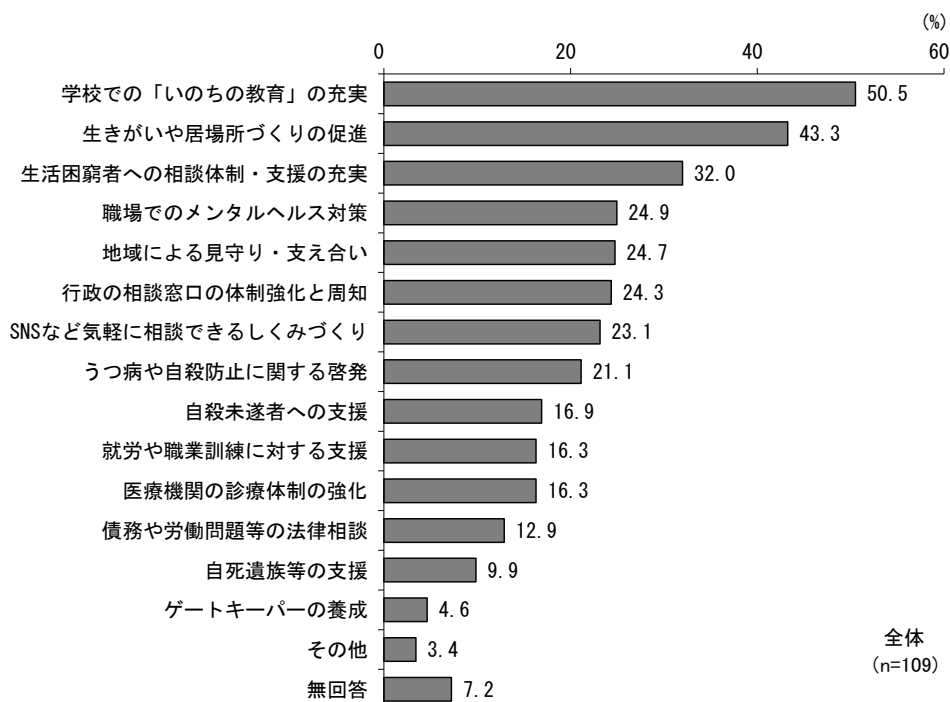
■自死を考えた理由

自死を考えた人の理由については、「家庭に関すること（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」の割合が38.5%で最も高く、次いで「仕事に関すること（職場環境の変化、パワハラ、職場の人間関係、長時間労働等）」、「健康に関すること（自分の病気の悩み、からだの悩み等）」、「経済的・生活問題（借金、生活苦、事業不振、失業等）」がそれぞれ2割台前半となっています。



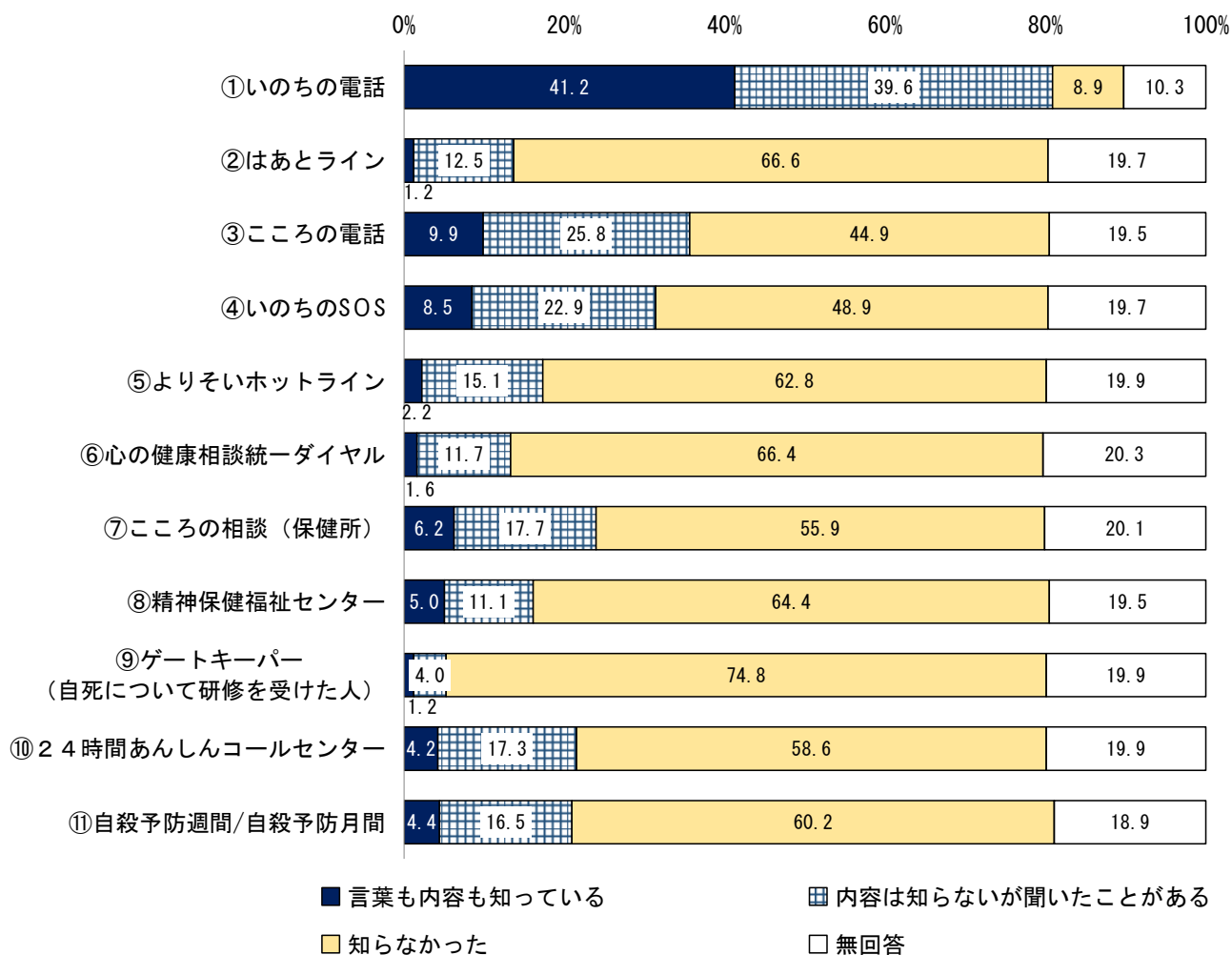
■自殺対策について

重要だと思う自殺対策については、「学校での『いのちの教育』の充実」の割合が50.5%で最も高く、次いで「生きがいや居場所づくりの促進」が43.3%、「生活困窮者への相談体制・支援の充実」が32.0%などの順となっています。



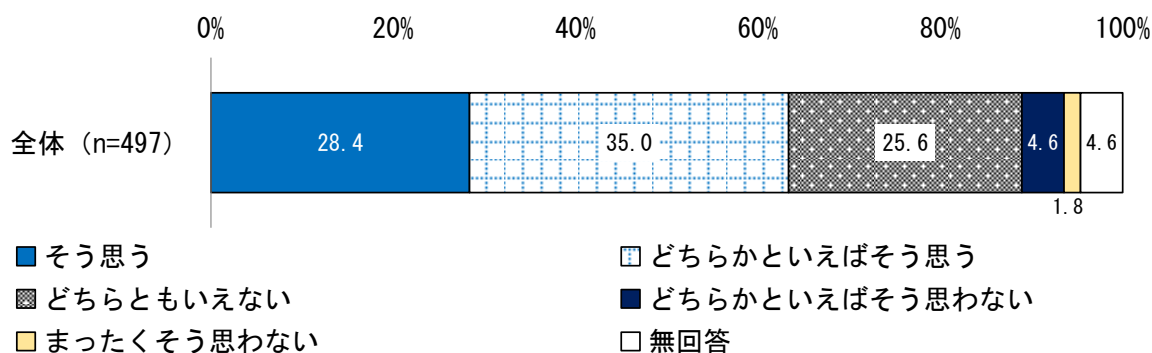
■自殺対策窓口等の認知度

自殺対策窓口等の認知度については、「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合は、「いのちの電話」が41.2%と最も高く、次いで「こころの電話」が9.9%、「いのちのSOS」が8.5%などの順となっています。



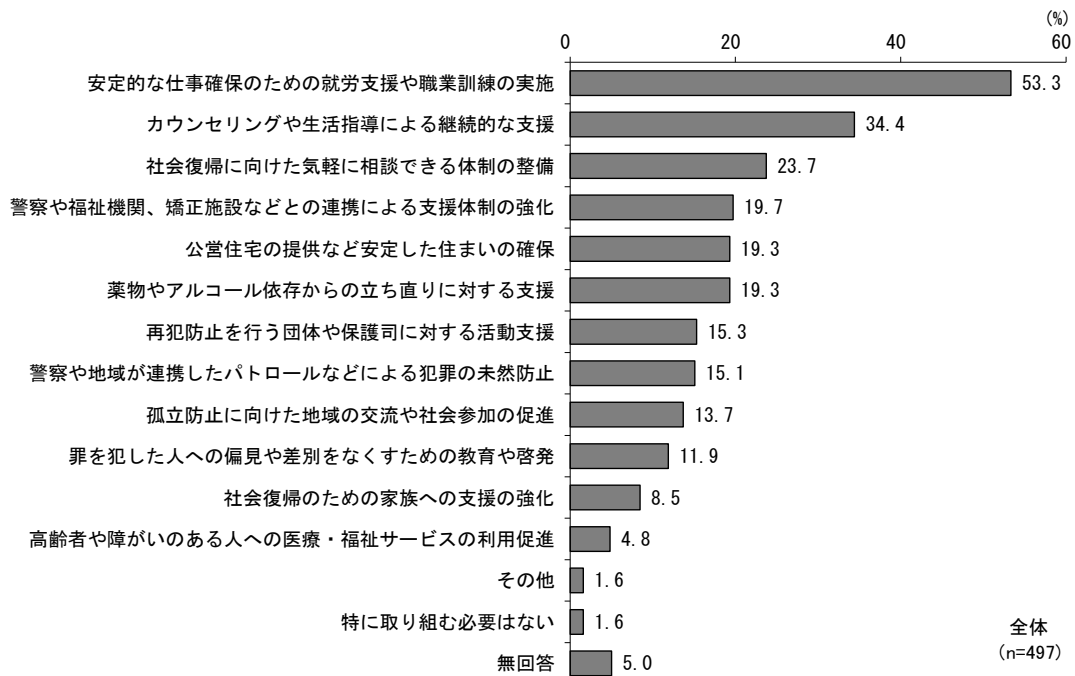
■再犯防止に対する考え

「犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という考えへの賛否については、「そう思う」が28.4%、「どちらかといえばそう思う」が35.0%で、63.4%が賛同しています。



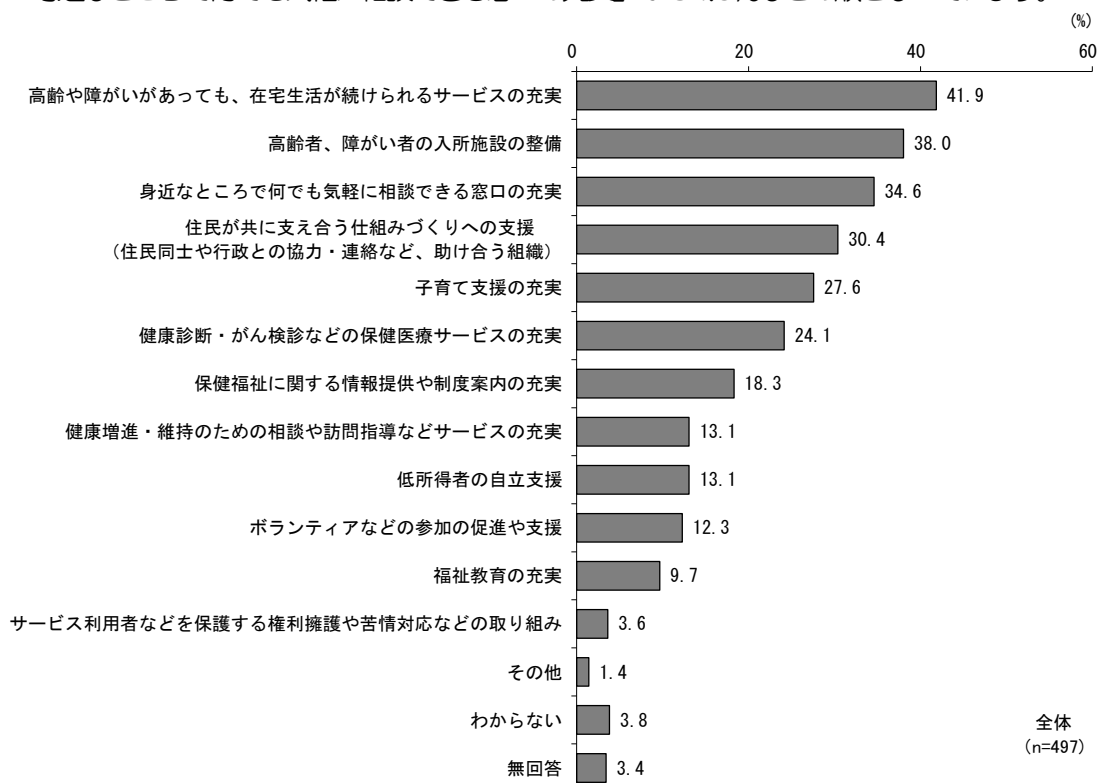
■再犯防止対策について

再犯防止のために町や地域が取り組むべきことについては、「安定的な仕事確保のための就労支援や職業訓練の実施」の割合が53.3%で最も高く、次いで「カウンセリングや生活指導による継続的な支援」が34.4%、「社会復帰に向けた気軽に相談できる体制の整備」が23.7%などの順となっています。



■日高川町が取り組むべき福祉施策

今後、日高川町が優先して取り組むべき福祉施策については、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が41.9%で最も高く、次いで「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が38.0%、「身近なところで何でも気軽に相談できる窓口の充実」が34.6%などの順となっています。



4. 地域懇談会の結果（抜粋）

本計画の策定に向け、地域の生活課題やその解決策について、町民のご意見をお聞きするため、令和7年4月に地域懇談会を3地区で実施しました。

地区	開催日	参加者
美山地区	令和7年4月19日	22名
中津地区	令和7年4月19日	23名
川辺地区	令和7年4月20日	26名

地域懇談会で出された主な課題は次のとおりです。

地区	主な課題
美山地区	<p>【子どもの生活課題】 ○少子化により、子どもの交流が少ない</p> <p>【高齢者の生活課題】 ○高齢者の一人暮らしが多い ○福祉サービスの人材不足やサービス不足で在宅生活が望んでもできない ○高齢者の介護サービスの充実 ○高齢者施設の充実を存続し、高齢者の交流を進める</p> <p>【障がい者の生活課題】 ○近くに作業所や入所施設がない ○障がい者がサービス利用について拒否するケースがある ○バリアフリー化の推進 ○雇用の場が必要</p> <p>【町民全体の生活課題】 ○買い物難民 ○防犯 ○人口流出によりコミュニティが維持できない ○衣食住を満足するための移動手段に将来的な不安がある ○合併後、美山地区の公的インフラ、金融インフラの置き去り感がある</p>
中津地区	<p>【子どもの生活課題】 ○町外から移住した子どもと地域住民の交流が少ない ○地域住民と学校との交流が少ない</p> <p>【高齢者の生活課題】 ○安否確認の連絡が不十分</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の買い物が不便 ○頼れる身内がない高齢者の増加 ○在宅介護のための訪問介護ヘルパーの人材不足 ○免許返納後の移動、生活 ○高齢者施設・サービスの充実 ○経済的に困窮し、年金など生活費が少ない ○高齢者ばかりになっている ○介護人材不足、介護職員の待遇問題 <p>【障がい者の生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設のバリアフリー化。学校にエレベーターがなく、階段使用のため、不便 ○車いすが不十分 ○障がい者がひきこもりになりがちである <p>【町民全体の生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者の減少、祭りなどの行事の存続が困難 ○農耕地の管理・維持の問題 ○働く場所が町内に少ない ○医療機関まで遠い ○ひきこもり者に対するアプローチがわからない
川辺地区	<p>【子どもの生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と子どものつながりが薄れている ○子どもを育てる環境づくり、居場所づくり ○若い世代の親が地域との関わりが少ない <p>【高齢者の生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らしの高齢者の増加により訪問支援が必要 ○高齢者を支援する環境づくり ○生きがいづくり、安心・安全の確保 ○通勤、買い物の交通手段 ○人の世話になりたくない人がいる ○介護サービスの仕組みがわかりにくい <p>【障がい者の生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応、情報伝達、避難 ○障がいへの理解が不十分 <p>【町民全体の生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域のコミュニケーション ○空き家対策 ○町内の関係が希薄化している

5. 日高川町の特徴とまちづくりの方向性

以上の、関連計画及び地域データ、アンケート調査結果、地域懇談会の内容を踏まえ、本計画の基本目標を検討します。

総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則1： OPEN ～開かれたまちづくり～ ◆原則2： HOPE ～希望の持てるまちづくり～ ◆原則3： CHALLENGE ～挑戦できるまちづくり～ ◆地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町 ◆だれもが元気になる健康福祉のまち <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくり・医療体制の充実 2. 地域福祉の充実 3. 子育て支援の充実 4. 高齢者福祉の充実 5. 障がい者福祉の充実
地域データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口の減少、高齢化の進行、子どもの減少 ● 高齢者単身世帯の増加 ● 世帯あたり人員の低下 ● 認知症高齢者数の増加 ● 自殺者数の増加 ● 老人クラブ数・加入者数の減少、福祉ボランティアの減少 ● 認知症サポーター登録者の増加
アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域」の範囲を「区」という意識を持つ人が多い ● 住んでいる地域への愛着が高い ● 住んでいる地域の住み心地がよい ● 区の活動に参加している人が多い ● 地域の生活課題に対する自主的な協力意識が高い ● 地域での支え合い意識が比較的高い ● 災害時のボランティア意識が高い ● 地域づくりには、人々が知り合い、触れ合う機会を増やすことが必要 ● 成年後見制度の認知度が低い ● 地域の行事や環境美化活動などのボランティアに参加する人が多い ● 自殺対策には学校での「いのちの教育」や生きがい、居場所づくりの取組が必要 ● 再犯防止には就労支援や職業訓練、カウンセリングや生活指導などの支援が必要 ● 町の優先事項は、在宅生活の支援と入所設備の整備

- 地域と子どもの交流の促進が必要
- 子どもを育てる環境づくり、居場所づくりが必要
- 福祉サービスの人材不足やサービス不足により在宅生活が難しい
- 高齢者施設や介護サービスの充実、わかりやすい周知が必要
- 特に一人暮らし高齢者に対する見守り、支え合いが必要
- 若者や高齢者、障がい者のひきこもり対策が必要
- 買い物や通院に対する移動支援
- 障がい者の作業所などの就労支援や入所施設が必要
- 公共施設のバリアフリー化が必要
- 障がい者への理解の促進が必要
- 人口減少・少子高齢化による地域コミュニティの弱体化
- 世代間交流や多分野連携など、地域のコミュニケーションが必要
- 防災や防犯など安全・安心に暮らせるまちづくりの重要性



「つながり・支え合い」の地域づくり
「支援」が行き届く包括的な体制づくり
「安全」で「安心」して暮らせるまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

本町では、「総合計画」において、町の将来像を『地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町』とし、「開かれたまちづくり」、「希望のもてるまちづくり」、「挑戦できるまちづくり」の3つのまちづくりの基本原則により施策を進めています。

地域福祉としては、「総合計画」においては、『だれもが元気になる健康福祉のまち』という政策目標のもと、「健康づくり」「地域医療体制の充実」「支え合う地域づくり」「子育てを支援する仕組みづくり」「地域包括ケアシステムの充実」等の基本施策を掲げて、地域づくりやまちづくりを進めています。

第3期計画の基本理念は、前期計画の継承とさらなる発展をめざし、『みんなで支え合い、心豊かに暮らせるまち 日高川』を基本理念として、自助・互助・共助・公助の役割分担のもと、計画の推進を図るものとします。

【基本理念】

みんなで支え合い、心豊かに暮らせるまち 日高川

(2) 基本目標

本町における地域福祉の推進を図るためには、住民一人ひとりがまちの将来の姿を想像し、住み慣れたこの地域で安心していきいきと暮らしていくためにどうすればいいかを考え、自分でできることに取り組んでいくことが重要となります。

そのために、住民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりを進めるにあたり、以下の3つの基本目標を設定します。

【基本目標】

- 基本目標1 「つながり・支え合い」の地域づくり
- 基本目標2 「支援」が行き届く包括的な体制づくり
- 基本目標3 「安全」で「安心」して暮らせるまちづくり

2. 支え合いの地域づくりのために

地域福祉は行政だけではなく、住民一人ひとりが関わって、地域の人々と互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために住民、地域、行政に期待される役割を明確にして、『みんなで支え合い、心豊かに暮らせるまち 日高川』を目指します。

(1) 住民一人ひとりに期待される役割（自助）

住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、課題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、諸課題の解決に向けて、自分にできる地域活動に積極的に参加していくことが期待されます。

(2) 地域に期待される役割（互助・共助）

家族や隣近所、友人・知人、サークル等の身近な人間関係の中で、継続的な見守りや声かけ、困りごとへの相談対応、買い物支援等の日常的な助け合い、

災害時の要支援者の安否確認、避難支援、避難所での生活支援など、住民同士の顔の見える関係を基盤とした自発的な支え合い・助け合いの推進が求められます。

一方、社会福祉協議会や地域の様々な組織・団体（自治会、ボランティア団体、NPO等）では、ひとりでは支えることが難しい課題に対して、住民のサポートを行うなど、地域に密着し、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、支え合いの機会を拡大していくことが期待されます。さらに活動を通じて、行政等の公共との接点となり、地域住民と行政とのネットワークの構築等も期待されます。

(3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では対応が難しい様々な課題に対して、公的支援を行うことや、公的な福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、住民や地域で活動する人々を支援する取組を行います。

また、地域福祉活動を行いやすくするため、地域福祉に対する意識啓発、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

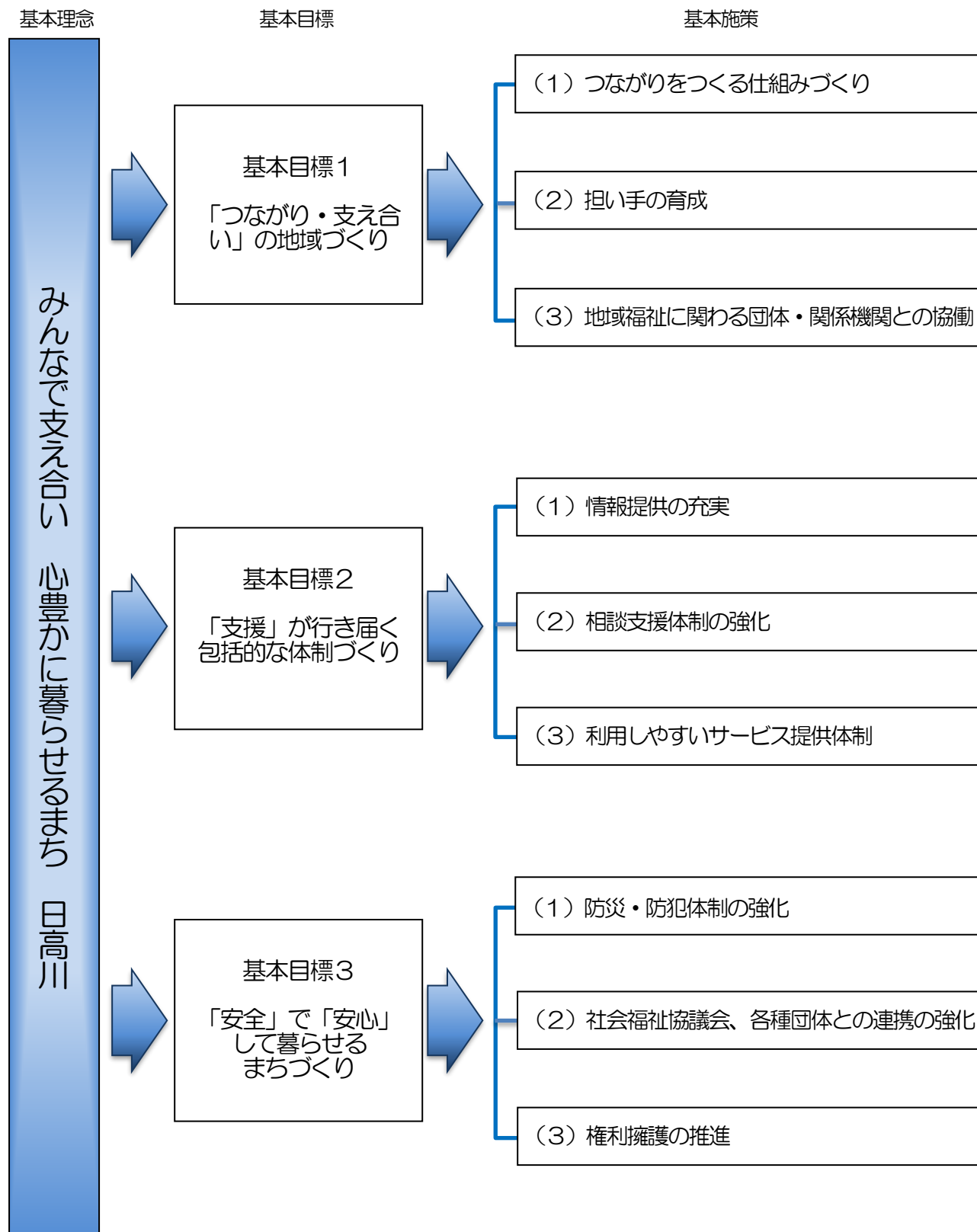
3. 第3期地域福祉計画の目標指標

本計画では、計画期間での取組の成果を客観的に測定する指標として、下記の項目を設定します。

計画終了年度に目標値の評価を行い、次期計画策定の参考資料としていきます。

	現状値	目標値
老人クラブ		
・クラブ数	39クラブ	39クラブ
・クラブ会員数	1,475人	1,475人
ボランティア登録数		
・団体登録者人数	197人	210人
・個人登録者人数	47人	55人
稼働いきいきサロン		
・箇所数	28か所	30か所
・参加者数	年間1,952人	年間2,100人
認知症サポーター人数	2,871人	3,100人
お互いの生活を地域で支え合っていると感じている割合	51.7%	60%
成年後見制度の認知度	31.4%	50%
見守り協力員人数	38人	45人
子育て支援センター利用件数	2,263人	2,300人
ファミリーサポートセンター利用者数	77人	80人
病院等施設からの地域への移行者数	1人	1人
ゲートキーパー養成講座受講人数	—	100人
こころの相談（保健所）の認知度	23.9%	30%
再犯防止に向けて、『誰一人取り残さない』社会の実現が大切であるという考えに賛同する割合	63.4%	70%

4. 施策の体系



第4章 基本目標と施策の展開

■ 基本目標1：「つながり・支え合い」の地域づくり

住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、つながりのある様々な人々が互いに支え合い、ともに地域をよりよいものにしていくための取組に関わっていくことが重要です。近年、単身世帯の増加や核家族化により、地域とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立のリスクが高まっています。

地域の中での支え合いや行政による公的サポートを中心に、町民が個人や地域の様々な活動につながるよう、日高川町全体の地域福祉の基盤や環境整備を図り、地域福祉の推進に関わる諸活動を支える取組を本計画の基本目標の一つとします。特に、孤独・孤立対策を重要な視点として位置づけ、誰一人取り残されることのない地域社会の実現を目指します。

(1) つながりをつくる仕組みづくり

近年では、多様性が許容されると同時に、人々のつながりが希薄になり、地域とともに暮らす人々が少なくなっています。働き方の多様化やライフスタイルの変化により、かつて当たり前だった地域での顔の見える関係が失われつつあります。本町には従来からの人と人との「つながり」や良き隣人としての「人間関係」が存在しており、様々な寄り合いや催事が各地域において頻繁に行われています。

アンケートでは、住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるためには、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」(58.4%)が必要との回答が最も多くなっています。地域懇談会でも「地域と子どもの交流促進」「世代間交流の必要性」が指摘されており、自由意見でも「地域内でボランティアなどを行う際の強制力への懸念」や「地域の人々が集まって会話する機会を増やす必要性」などの声が寄せられています。

しかし一方で、地域活動に「参加していない」との回答が33.4%あり、その理由として「仕事をもっているので時間がない」が最も多く、次いで「どのような活動があるのかわからない」、「健康や体力に自信がない」といった声が聞かれます。また、同居家族にひきこもり状態にある方がいる世帯も1.6%存在しています。

人々のつながりの重要性を啓発するとともに、多様な住民が無理なく参加できる工夫を凝らしながら、地域の人々が集い・触れ合う仕組みづくりに取

り組んでいきます。特に、孤独・孤立対策として、ひきこもりの人が社会とつながるために「自宅以外で安心して過ごせる居場所の提供」や「就労支援や職業訓練の機会の提供」、「地域で気軽に相談できる体制の整備」などが求められていることを踏まえ、地域における多様な居場所づくりや、見守り体制づくりを推進します。

項目	取組の方向性	主管機関
地域における活動拠点の確保	地域での自治組織や福祉活動の拠点となる集会施設（公民館・支館）など、既存の公共施設の活用促進を図ります。また、町民が自主的かつ継続的に活動できるよう、地域における活動の場の確保に取り組んでいきます。	総務課 教育委員会 保健福祉課
ふれあいいきいきサロン活動等の充実	ふれあいいきいきサロン活動が活発化し、円滑な活動が行われるよう支援します。 また、集まる場に対する町民の新しいニーズを把握し、従来から行われている寄り合いや会合のほか、各福祉分野で取り組まれている集まる場に対し、円滑な活動が行われるよう支援します。	保健福祉課 社会福祉協議会
地域でつくる交流の場づくり	住民一人ひとりの声かけやあいさつ等、身近なところからの触れ合い交流を促し、ふれあいいきいきサロンや子ども食堂などの地域活動や交流に、主体的に参加できるよう取り組んでいきます。	保健福祉課 社会福祉協議会
世代間交流の促進	ふれあいいきいきサロンや子ども食堂をはじめとする世代間交流を図る取組を支援するとともに、地域福祉に関する集まる場においては、子ども・若者世代の参加が促進されるような開催・周知方法に努めていきます。また、学校が統合されたため、地域学習を行い、地域の良さを再確認し、郷土愛の醸成を図ります。	教育委員会 保健福祉課 住民課 社会福祉協議会
啓発活動の推進	地域福祉の要となる「支え合い」意識の重要性に関し、理解のきっかけづくりとなることを目指し、本計画の普及・啓発に積極的に取り組んでいきます。	保健福祉課

つながり・支え合いの意識向上	町内の保育所・学校と連携して、福祉体験学習やあいサポート運動など、福祉教育の充実に取り組みます。また、町民の生涯学習意欲が高まる中、生涯学習活動の場を活用した福祉の意識向上を推進します。また、学校が統合されたため、地域学習を行い、地域の良さを再確認し、郷土愛の醸成を図ります。	教育委員会 保健福祉課 住民課 社会福祉協議会
地域団体への活動支援	区や老人クラブなどの地域団体が、どの地域においても安定したコミュニティの形成が図れるよう、情報提供や啓発活動を通じて加入促進に協力するとともに、地域団体への活動支援をいっそう行っていきます。	総務課 保健福祉課 教育委員会 社会福祉協議会
地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	自主的に福祉活動を行っている地域住民や、ボランティア団体に対し、町が行っているサービスと連携を図りながら、充実した取組となるよう進めていきます。	保健福祉課

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
<p>家族、友人、知人、隣近所とできるところから声かけ、気遣いや手助けを行い、近所とお互いに助け合う関係を日頃から構築することが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 自治会の役割を理解し、自治会に積極的に参加しましょう。 ▫ 地域の催し、イベント等に積極的に参加しましょう。 ▫ 常日頃から、隣近所の人と声を掛け合しましょう。 	<p>個人の取組が地域の中で受け入れられるような雰囲気づくりや地域の生活課題について、現状や問題点を共有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 老人クラブ等の地域の活動に知人を誘いましょう。 ▫ 地域活動の情報を、隣近所に知らせたり、SNS などを使って積極的に発信しましょう。 ▫ 現在行われている催し等が年齢や性別等にかかわらず、だれでもが気軽に参加できるかどうか見直しをしてみましょう。 ▫ 地域福祉活動に必要な知識や技術等を広める機会を設けましょう。

(2) 担い手の育成

地域福祉は日常生活の様々な場面に関わっており、町の多様な人材がそれぞれの場面において活躍することが望まれます。そのためには、地域での福祉の担い手の育成が不可欠であり、日常生活を支える担い手から、地域福祉の推進のために必要となる専門的な知識・経験を持った人材の育成まで、幅広く育成していくことが重要となります。

本町においては、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援など、福祉の各分野においてそれぞれの担当課が地域や関係機関と連携し担い手やボランティアの育成に努めています。

また、担い手の育成に関するものとして、社会福祉協議会内においてボランティアセンターを設置し、主に福祉や環境に関するボランティアの登録・育成などを積極的に行っています。令和6年度において、福祉ボランティアの団体数は14団体、登録者数は197人、令和6年度において認知症サポーター数は2,871人となっているなど、多くの福祉の担い手が地域で活動を行っています。しかし、福祉ボランティアの団体数はコロナ禍より減少したまま横ばい状態となっています。

アンケート調査においても、子育てや介護等で地域活動に関われない状況が浮かび上がっており、福祉サービスの充実を図るとともに、福祉に携わる人材を確保し、各分野における担い手の育成に努めていきます。

項目	取組の方向性	主管機関
地域福祉についての周知・啓発の促進	地域福祉活動を支える人づくりを進めるため、ボランティア活動等について、わかりやすい情報提供、広報活動を行っていきます。	保健福祉課 社会福祉協議会
地域福祉を推進する人材の育成	福祉ボランティア、災害ボランティア、手話奉仕員、認知症サポーター等地域福祉の多様な担い手の底上げを目指します。また、高齢者の生きがいづくりとともに、地域活動やボランティア活動に参加できる機会を拡充していきます。	保健福祉課 社会福祉協議会
ボランティアの育成・支援	社会福祉協議会が運営する小中学校サマーボランティアやボランティアセンターの活動を継続的に支援することにより、ボランティアの育成を図ります。また、ボランティアが互いに連携が図れる機会づくりを支援していきます。	保健福祉課 社会福祉協議会

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
地域の活動や身近な場所でのボランティア活動に関心を持ち、自分の能力が発揮できる活動や興味のある活動には積極的に参加することが重要です。	活動内容の周知を行い、様々な人々の参画を促しながら、新たな担い手となり得る人材の発見に努めます。また、地域の様々な活動をボランティア団体との協働で進めていくことを検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 日常生活の中でボランティアに興味を持ち、ボランティア活動に参加してみましょう。 ▫ ボランティアに関する勉強会や講習会へ積極的に参加しましょう。 ▫ 地域に貢献することを住民の役割の一つとして捉えましょう。 ▫ 地域福祉活動の中に、自らの知識や経験を活かせるものを見つけ、双方にとって有意義な活動にしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▫ 地域で活動している団体等は、必要とするボランティア情報の提供に努めましょう。 ▫ 自治会や身近な地域で、気軽にボランティアを募り、活動を始めてみましょう。 ▫ ボランティアが活動しやすい仕組みづくりを考えましょう。

（3）地域福祉に関わる団体・関係機関との協働

地域福祉の推進には、住民一人ひとりの取組、地域団体の取組、行政の取組が、子育て・介護・障害・医療などの分野の垣根を越えて連携し、地域においてより効果的な成果に結びつけていくことが重要です。

本町では、伝統的な祭り、行事、地域活動がどの地区においても行われています。また、ふれあいいきいきサロン活動をはじめ、子育て支援活動、見守り活動、防災訓練など、福祉に関わりの深い地域活動が地区別に積極的に展開されています。アンケートでは、現在参加している地域活動として「自治会・行政関係（区内行事など）」の割合が最も高くなっています。

しかし、人口減少や少子高齢化により、地域の組織や活動の維持が困難になってきている地域もみられます。地域懇談会では「若者の減少により祭りなどの行事の存続が困難」「人口流出によりコミュニティが維持できない」といった声が聞かれました。地域の課題が複雑化する中、一つの団体や機関だけでは対応が難しいケースが増えており、分野を超えた協働の重要性が高まっています。

本計画の推進にあたっては、町民や地域で活動する団体・関係機関などが幅広く結びつき、ともに同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要であることから、様々な地域の活動において、地域住民や団体・関係機関との協働を積極的に果たしていきます。特に、各地域の実情に応じた柔軟な協働体制の構築と、持続可能な活動のための支援に取り組みます。

項目	取組の方向性	主管機関
地区特性に応じた活動分野の支援	地域福祉活動の推進にあたっては、町全体を一律に捉え活動を推進するのではなく、伝統的な祭り、行事、防災訓練が活発に行われている地区など、各々の地区特性に応じた活動分野の支援を行うよう努めていきます。	教育委員会 総務課 保健福祉課
地域福祉活動団体の活動強化のための支援	社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、老人クラブ、福祉ボランティア団体、各種福祉団体に対する支援を継続し、地域福祉に関わる団体の活動を強化し、連携していくよう取り組みます。	教育委員会 総務課 保健福祉課

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
地域活動やボランティア活動へ積極的に参加し、自分の知識・能力を地域で発揮します。	活動情報を発信して他の地域活動団体やボランティア団体とも連携し、ノウハウの共有や活動の協働を図ることが重要です。
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 日常生活の中でボランティアに関心を持ちましょう。 ▫ 行政や地域の団体等の活動を覗いて、活動の内容を知るようにしましょう。 ▫ 地域の福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▫ 地域住民を対象とした福祉学習の機会を設けましょう。 ▫ 地域の活動が情報を積極的に発信していきましょう。 ▫ 地域で活動している団体同士で交流を図りましょう。 ▫ 行政機関と相談し、新たな取組を探っていきましょう。

■ 基本目標２：「支援」が行き届く包括的な体制づくり

本計画は、福祉分野の各個別計画の上位計画に位置し、各個別計画の連携した施策の推進を図っていくことが役割の一つです。包括的な支援体制づくりは各個別計画でも重要な目標として位置づけられており、本計画においても各個別計画との連携による包括的な支援体制づくりを目標の一つとします。

情報提供や相談のあり方について、各分野に固定することなく、「福祉」という包括的な枠組みで捉え、総合的な情報提供や相談体制づくりを推進していきます。さらに、重層的支援体制整備事業の理念に基づき、属性や世代を問わない包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」と「地域共生社会の実現」を目指します。

近年、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、一つの世帯に複数の課題が存在したり、世帯全体が孤立しているなど、従来の縦割りの支援では対応が難しい複雑化・複合化した課題が増加しています。こうした課題に対応するため、分野を超えた包括的な支援体制の構築を進めます。

(1) 情報提供の充実

本町では、町広報を毎月発行するとともに、ホームページによる情報提供、各課・機関独自の広報が実施されています。アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手先として、「町の広報誌やパンフレット」の割合が最も高く、次いで「家族・親戚」、「近所の人、友人・知人」となっています。

また、福祉サービスを利用する上での問題点では、「福祉サービスに関する情報が得られない」の割合が最も高く、次いで「申請手続きが難しい」となっており、適切な情報提供ニーズが高くなっています。

しかし、地域活動に参加していない理由として「どのような活動があるのかわからない」(21.7%)との回答があり、地域懇談会でも「介護サービスの仕組みがわかりにくい」といった声が聞かれました。高齢者や障がい者、子育て世代など、支援を必要とする人に確実に情報が届く工夫が求められています。

町民のニーズに応じるため、広報誌や窓口はもちろんのこと、幅広い世代がアクセスできるよう、ICTを活用した多様な方法による情報提供体制の確立を進めていく必要があります。

項目	取組の方向性	主管機関
情報提供体制の整備	町民が必要な情報を入手することができるように、広報誌、ホームページや窓口を中心としながらも、様々な媒体や機会を活用した情報提供体制の整備に努めます。	住民課 企画政策課 保健福祉課 総務課
情報のバリアフリー化	ひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭など、各種福祉サービスや地域活動など、提供する情報の対象者の状況に応じた情報提供をいっそう充実していきます。	住民課 保健福祉課 社会福祉協議会
身近な場所・人からの情報提供	地域団体、民生児童委員協議会や社会福祉協議会等と協力し、より身近な地域において細やかな情報提供ができるよう努めます。また、地域の公民館や福祉施設、医療機関やケアマネジャー等から必要な情報が入手できるよう工夫していきます。	住民課 教育委員会 保健福祉課 社会福祉協議会

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
<p>日頃から町の広報誌等に目を通し、地域の状況について把握しておきます。</p> <p>福祉に関する情報を入手し、自分に合った福祉サービスを利用するように心がけておきます。</p> <p>▫普段から隣近所や身近な人と声を掛け合ひましょう。</p> <p>▫知っている福祉サービスの情報等は積極的に身近な人に提供しましょう。</p>	<p>情報を得ることが難しい方などがいたら、適切な方法で情報を伝えるなどの支援を行います。</p> <p>支援が必要な方がいたら、関係機関に連絡して適切な福祉サービスが受けられるよう協力します。</p> <p>▫福祉サービスが必要な人へ利用方法を知らせたり、行政窓口へ連絡をしましょう。</p> <p>▫情報アクセシビリティ※（情報の利用のしやすさ）に配慮した情報提供の仕方を工夫しましょう。</p> <p>▫介護や子育て等気軽に話し合える場を持ちましょう。</p>

※ 情報アクセシビリティ：年齢や身体障がい等による利用の障壁を取り除き、障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着けること。国の障害者基本計画の「基本的な考え方」において、各分野に共通する「横断的視点」の一つとして「アクセシビリティの向上」が挙げられ、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ることが言及されています。

(2) 相談支援体制の強化

アンケート調査では、生活において感じる悩みや不安について、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が5割を超えて高くなっています。また、「介護の問題」、「経済的な問題」、「災害時の備えに関すること」なども挙げられています。悩みや不安の相談先は、「家族・親族」の割合が最も高く、次いで「近所の人、友人・知人」となっており、身近な人が中心です。一方、「町の相談窓口や職員」は6.2%、「地域包括支援センター・在宅介護支援センター・介護支援専門員（ケアマネジャー）」は10.1%にとどまっております。相談窓口の周知と対応の充実が求められています。

本町では、担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、障害者総合相談センター、社会福祉協議会、子育て世代包括支援センターなどが各々の相談を行っています。生活において悩みや不安を抱えながらも、適切な専門機関につながっていない可能性があるため、町と関係機関・団体が一体となった総合的・包括的な相談体制の整備を図ります。

特に、属性や世代を問わない包括的な相談支援を行い、8050問題やダブルケア、社会的孤立など複雑化・複合化した課題を抱える世帯にも適切な支援が届くよう、多機関協働による支援体制を構築します。

また、自殺対策の観点では、最近1か月以内に「気分が落ち込んだり興味や喜びを感じにくくなったこと」が「しばしばある」、「時々ある」合わせて約3割となっており、メンタルヘルスへの対応も重要です。「うつ病のサイン」に気づいたときに専門の相談窓口へ「相談しようと思わない」人の理由として、「自分の問題は自分で解決すべき」、「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」などが挙げられており、相談することへの心理的なハードルを下げ、気軽に相談できる環境づくりも重要です。

さらに、孤独・孤立状態にある方や、自ら相談に来ることが難しい方に対しては、アウトリーチ型の支援や、地域における緩やかな見守りを通じた早期発見・早期支援の仕組みが必要です。

項目	取組の方向性	主管機関
総合的・包括的相談体制の充実	<p>担当各課の窓口をはじめ、各分野の専門相談機関の相談支援機能の充実を図ります。また、保健・福祉・医療に加え、生活困窮に対する相談に対応できるよう、保健・福祉・医療各分野に関係する機関が一体となった総合的・包括的な相談体制の整備を図っていきます。</p> <p>既存の制度に明確な位置づけはありませんが支援が必要な方への支援についても、関係機関が連携し対応できるよう体制の整備を図っていきます。</p>	保健福祉課 社会福祉協議会
身近な地域における相談支援体制	<p>町民が身近な地域において生活上の相談ができるよう、民生児童委員をはじめ、各関係機関や団体の協力を得て、相談体制を強化していきます。</p>	保健福祉課 社会福祉協議会
虐待防止のための総合的な支援体制の構築	<p>児童及び高齢者・障がい者、母子関係、配偶者に対する暴力など、様々な形の虐待への対応や、家庭内での虐待を行った保護者や養育者が抱えている課題等にも着目した支援を行う等、総合的な支援体制について検討します。また、権利擁護推進協議会を立ち上げ、関係機関による情報共有により早期発見・早期対応の体制を整え、虐待事案にスムーズに対応できるよう取り組みます。</p>	住民課 教育委員会 保健福祉課
自殺対策の推進 【自殺対策計画】	<p>関係課や関係機関との連携を図りながら、保健・福祉分野の施策を展開し、地域福祉と自殺対策を一体的に取り組みます。状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、様々な課題に対応するためのネットワークづくりを推進します。また、ゲートキーパー養成研修の実施により、悩みを抱える人に気づき、声をかけ、必要な支援につなぐ人材を育成します。さらに、相談窓口の周知を図り、誰もが気軽に相談できる体制を構築します。</p>	保健福祉課
制度の狭間の課題への対応	<p>既存の制度に明確に位置づけられていないが、何らかの支援が必要であるひきこもりや生活困窮者等、「制度の狭間の課題」への対応が必要な方に対し、関係機関と連携しながら包括的に相談を受ける体制を検討していきます。また、複合化・複雑化した課題を抱える方への支援を充実させるため、重層的支援体制の整備に向けて推進してまいります。</p>	保健福祉課 総務課 社会福祉協議会

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
<p>虐待等を理解するとともに、身近で気づいた際には関係機関への相談を促すことが重要です。</p> <p>虐待を受けていると思われる方がいたら、町役場や警察等に連絡・相談します。</p> <p>民生児童委員や隣近所など、日頃から地域で相談できる人を見つけておきます。</p>	<p>見守り活動等で虐待の兆候等を発見した際は、関係機関へ遅滞なく連絡することが必要です。</p> <p>地域の方からの相談に取り組むとともに、担当機関への相談を行えるよう支援します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▫ 普段から隣近所や身近な人と声を掛け合ひましょう。 ▫ 知っている福祉サービスの情報等は積極的に身近な人に提供しましょう。 ▫ 身近なところで困っている人がいる時には、町役場や民生児童委員等に連絡しましょう。 ▫ 隣近所の異変や虐待に気づいた時には、町役場や警察等に連絡しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▫ 虐待等に関する情報は、躊躇することなく素早く報告し、情報が留まることのないように注意しましょう。 ▫ 福祉サービスが必要な人へ利用方法を知らせたり、行政窓口へ連絡をしましょう。 ▫ 相談窓口や情報の連絡網を把握しておき、問題が発生した場合に素早く情報がいきわたるようにしましょう。

(3) 利用しやすいサービス提供体制

地域の福祉課題に対応するため、福祉の各分野で計画策定されている事業の利用促進のための情報提供活動を推進する必要があります。本計画では、各福祉計画の隙間に埋もれている問題や課題を整理し、各福祉サービスの充実につながる取組をしていきます。

アンケート調査では、福祉サービスの利用意向として、「抵抗なく利用したい」、「抵抗はあるが利用したい」を合わせて約9割が利用意向を示しています。また、家族が要介護になった場合は、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」（42.7%）、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」（29.4%）となっており、福祉サービスへのニーズは高くなっています。

しかし、地域懇談会では、「福祉サービスの人材不足やサービス不足により在宅生活が望んでもできない」「介護サービスの仕組みがわかりにくい」といった声が聞かれました。サービス事業者の人材不足や、既存のサービスでは対応できない制度の狭間の課題、複合的な課題を抱える世帯への支援体制の不足も課題です。

さらに、生活困窮者に必要な支援として、「自立に向けた相談の充実」、「就労に向けた準備のための支援」の割合が高くなっており、包括的な支援が求められています。

わかりやすいサービス情報の提供とともに、ニーズに応じたサービス利用

ができるよう、事業者への支援等の充実を図っていきます。また、重層的支援体制整備事業における参加支援を通じて、既存のサービスだけでは対応できない個別ニーズにも柔軟に対応し、社会とのつながりを回復するための支援を創出します。

項目	取組の方向性	主管機関
福祉サービスに対するニーズ把握・分析	福祉サービスに対する町民のニーズを的確に把握・分析し、関係各課が実施する福祉施策の展開に反映していきます。	保健福祉課
各種福祉サービス等の適切な利用支援	多様化する福祉サービス等のニーズに対してきめ細かに対応するとともに、サービス事業者等と連携したサービスの量や質の確保・向上を図り、各関係機関が連携しながら、安心して利用できる福祉サービスの充実を図る体制づくりに取り組みます。	保健福祉課

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
福祉に関する情報を入手し、いつでも利用相談ができるよう、サービスの概要を理解しておくことが重要です。	情報を得ることが難しい方などがいたら、適切な方法で情報提供を行い、適切なサービスが受けられるよう、町役場やサービス提供事業者につないでいくことが望めます。
<ul style="list-style-type: none"> ▣介護保険制度、障害者福祉制度、子ども・子育て支援制度等の福祉サービスの概要を知りましょう。 ▣サービス事業者や福祉施設に対する正しい情報を把握し理解を深めましょう。 ▣サービスの向上のために、利用したサービスについて、率直な評価を提供事業者に伝えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▣地域福祉に関する団体等で連携した活動に取り組んだり、情報の共有化を図りましょう。 ▣福祉サービスが必要な人へ制度の案内や行政への連絡をしましょう。 ▣サービス提供事業者等は、積極的に利用者のサービス評価等の情報を提供し、町民に理解を深めてもらいましょう。

■ 基本目標3：「安全」で「安心」して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者や障がい者、子どもなど、それぞれに必要なとされる「安全」な生活環境の整備を図ることが必要です。

本町では、公共施設のバリアフリー化や、移動支援、コミュニケーションの支援などを実施していますが、地域懇談会でも「公共施設のバリアフリー化」「買い物や通院の移動支援」が必要との声が聞かれ、自由意見でも「交通機関の充実」「交通の便の改善」「巡回バスの増便」などの要望が多く寄せられており、安全に暮らすための取組をさらに進めていきます。

また、再犯防止の観点から罪を犯した人の立ち直りを地域で支援する体制づくりや、権利擁護の視点から判断能力が不十分な方の権利を守る成年後見制度の利用促進など、誰もが排除されることなく地域で安心して暮らし続けられる環境の整備が求められています。

今後のまちづくりにおいては、高齢者や障がいのある人も含めて誰もが使いやすく、必要な情報が得られるようにして、防災・防犯知識の普及や地域の自主的な活動を支援し、まちぐるみでの体制の整備を図っていきます。特に、孤独・孤立対策や再犯防止の視点も含め、誰一人取り残されることのない、安全・安心なまちづくりを推進します。

(1) 防災・防犯体制の強化

近年、気候変動等による大規模な自然災害が発生しており、災害に対する備えを強化していく必要があります。本町では「日高川町地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の維持管理、避難・救援体制の整備、災害ボランティアの育成など、防災に関する取組を進めています。

アンケート調査では、日々の悩みや不安として約2割の方が「災害時の備えに関すること」を挙げ、住民相互の自主的な協力関係について「必要だと思う」の割合が約8割と高くなっています。困っている家庭への手助けとして「見守りや安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」の割合が高く、災害時の支援では「安否確認」、「安全な場所への避難の手助け」などが挙げられており、災害に対する関心の高さがうかがえ、より一層の防災体制の整備が必要です。

また、犯罪情報の共有や防犯知識の普及、地域の自主防犯活動を推進し、複雑化する消費者問題等に巻き込まれないよう、消費者意識の啓発や情報提供体制の強化を図ります。

さらに、再犯防止の観点から、罪を犯した人が地域で孤立することなく、再

び社会の一員として生活できるよう、理解促進と支援体制の整備に取り組みます。アンケート調査では、「犯罪をした人を再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という考えに63.4%が賛同しています。再犯防止のための取組として、「安定的な仕事確保のための就労支援や職業訓練の実施」、「カウンセリングや生活指導による継続的な支援」、「社会復帰に向けた気軽に相談できる体制の整備」が求められており、保護司等の関係機関と連携しながら、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを進めます。

加えて、地域における日常的な見守り活動を通じて、災害時の支援が必要な方だけでなく、孤独・孤立状態にある方の把握と支援にもつなげていく視点が重要です。地域全体で支え合う体制を構築することで、平時からの見守りと災害時の迅速な助け合い、さらには犯罪や非行からの立ち直り支援を包括的に実現します。

項目	取組の方向性	主管機関
防災意識・知識の普及・啓発	広報誌やパンフレットなど、多様な媒体を活用しながら防災意識の向上に努めるとともに、地域における様々な訓練に対する参加を積極的に呼びかけ、防災知識の普及・啓発を強化します。	総務課 保健福祉課
避難行動要支援者台帳の維持・管理	民生児童委員、区長、消防団や自主防災組織と連携しながら、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者台帳の維持・管理を行います。また、災害時に実効性のある支援を行うため、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を推進します。	総務課 保健福祉課
避難行動要支援者に対する支援の推進	「日高川町地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者に対する防災体制の推進に取り組んでいきます。	総務課 保健福祉課
地域での見守り活動の充実	認知症高齢者・高齢者世帯や子どもなど、支援を必要とする人の安全を守るため、地域住民の様々な取組を通じて、地域ぐるみで見守る環境づくりにいっそう取り組みます。	総務課 教育委員会 保健福祉課
再犯の防止 【再犯防止推進計画】	再び犯罪に手を染めることがないように、関係機関が連携して就労や住居の支援、相談支援を行います。また、地域での孤立を防ぐため、再犯防止の理解を広める啓発活動を進め、誰もが安心して暮らせる社会づくりを目指します。	総務課 教育委員会 保健福祉課

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
<p>自分や家族の生命財産を守るための備えを日頃から行うとともに、地域の防災活動等に参加して災害時取るべき行動を確認しておくことが重要です。</p>	<p>定期的に防災訓練や講習会を実施して、地域住民への意識啓発や危険箇所の把握、避難経路の確認を行います。また、登下校時の見守り活動を行い、地域の子どもの安全確保に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▣避難勧告や避難指示には、これまで以上に早めに対応しましょう。 ▣災害から命を守るために何が必要かを日頃から考えておきましょう。 ▣災害時の安否確認に協力しましょう。 ▣近所の要支援者を把握し、災害時には積極的に誘導や避難支援しましょう。 ▣日頃から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。 ▣新たな犯罪に日頃から関心を持ち、犯罪に巻き込まれない方策を考えておきましょう。 ▣ひとり暮らし高齢者等の見守りを地域ぐるみで行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▣地域でできる防災対策について、常日頃から話し合っておきましょう。 ▣要支援者情報を把握し、自主防災組織、民生児童委員、自治会等が協力して、災害時の対策を準備しておきましょう。 ▣災害時の地域の役割について、各団体等で把握しておきましょう。 ▣町民が新たな犯罪に巻き込まれないよう、各団体等でできることを確認しておきましょう。

（２）社会福祉協議会、各種団体との連携の強化

本町では、地域福祉推進に中心的な役割を担う社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体など多くの関係団体と連携しながら、福祉の意識づくりやサービスの提供、地域活動の支援、福祉情報の提供に取り組んでいます。

アンケート調査では、担当民生児童委員を知らない人も多く、民生児童委員の活動内容として「高齢者など支援が必要な人への訪問」、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」などの認知度は一定程度ありますが、「いずれも知らない」が26.0%となっています。日高川町社会福祉協議会については、「名前も活動の内容もよく知っている」（42.1%）、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」（49.7%）と、活動内容の周知が課題です。

高齢者、障がい者、子ども・子育て、保健・医療など、縦割りの体制だけではなく、「地域」という横系でつなぎ、「安全」で「安心」できるまちづくりを進めていくため、社会福祉協議会や各種団体との連携強化を図り、積極的な連携体制を構築していきます。

項目	取組の方向性	主管機関
地域におけるネットワークシステムの構築	地域における様々な課題を総合的に解決するため、社会福祉協議会をはじめ民生児童委員、自治会（区）等関係機関と連携し、地域におけるネットワークシステムの構築に取り組みます。	保健福祉課 総務課 社会福祉協議会
社会福祉協議会との連携強化	地域福祉の推進にあたって重要な役割を担っている社会福祉協議会との連携に、引き続き取り組んでいきます。	保健福祉課

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
<p>社会福祉協議会の事業に積極的に参加し、地域福祉活動を身近に感じることが重要です。</p> <p>地域活動やボランティア活動へ積極的に参加し、自己の能力を地域で活用するよう心がけることも大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫サービス提供事業者等に対する正しい情報を把握し理解を深めましょう。 ▫サービスの向上を図るため、利用したサービスについて、率直な評価を提供事業者に伝えましょう。 	<p>社会福祉協議会を積極的に活用します。</p> <p>活動情報を発信して他の地域活動団体やボランティア団体とも連携し、ノウハウの伝達や事業の協力を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫地域福祉に関する団体等で連携した活動に取り組んだり、情報の共有化を図りましょう。 ▫サービス提供事業者等は、積極的に利用者のサービス評価等の情報を提供し、町民に理解を深めてもらいましょう。 ▫地域福祉の担い手を増やすために、ボランティア団体やNPOの立ち上げに協力しましょう。

(3) 権利擁護の推進

介護保険制度や障害者総合支援制度では、利用者が自らの意思で福祉サービスを選択できますが、自らの意思で決定を行うことが困難な方については、個人の権利を守る支援が必要です。また、虐待などの人権侵害についても、防止・早期発見・解消に向けて地域ぐるみで取り組む必要があります。

認知症高齢者の増加や障がいのある人の地域生活への移行が進む中、本人の権利が守られる環境づくりや、だれもが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備を進めています。日常生活で生じる契約などの判断が求められる行為を行う際に不利益を被ることがないように、成年後見制度や社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業を推進していきます。

アンケート調査では、成年後見制度について「聞いたこともないし、制度も知らない」、「聞いたことはあるが、制度のことは知らない」を合わせて約6割となっており、制度の認知度向上が大きな課題です。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の周知啓発と相談体制の充実、利用しやすい環境づくりを進めます。

また、児童及び高齢者・障がい者に対する虐待の防止や、消費者被害など、権利侵害の予防と早期発見のため、地域における見守りと相談支援体制を強化し、人権教育と権利擁護の取組を一体的に推進していきます。

項目	取組の方向性	主管機関
人権教育の推進	地域において町民一人ひとりが尊重されながら生活していくことができるよう、人権教育の取組を推進します。「人権週間」や「人権月間」など、様々な機会を通じて人権を尊重する意識づくりを促進します。	住民課 教育委員会 保健福祉課
成年後見制度の利用推進 【成年後見制度利用促進計画】	判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人に対し、地域包括支援センター、障害者総合相談センター、社会福祉協議会など関係機関が連携して、成年後見制度の周知を図り、相談、手続きの援助に対応できる体制づくりを行います。 また、権利擁護推進協議会を立ち上げ、関係機関の連携による相談支援体制のスムーズな展開を図ります。さらに、成年後見中核機関の設立に伴い、成年後見制度利用促進事業を展開し、制度の利用が必要な方への支援を充実させていきます。	保健福祉課

福祉サービス利用援助事業の推進	判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人に対し、適切な福祉サービスの利用が実現するよう、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の利用促進に、連携して取り組んでいきます。	保健福祉課 社会福祉協議会
住宅確保要配慮者に対する一体的支援	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組のあり方に関し、地域福祉として居住支援協議会等と連携していきます。	保健福祉課 住民課 社会福祉協議会
虐待防止のための総合的な支援体制の構築（再掲）	児童及び高齢者・障がい者に対する虐待への対応や、家庭内での虐待を行った保護者や養育者が抱えている課題等にも着目した支援を行う等、総合的な支援体制について検討し、構築していけるよう取り組みます。	住民課 教育委員会 保健福祉課

町民の役割

町民一人ひとりが取り組むこと（自助）	地域で協力して取り組むこと（互助・共助）
<p>詐欺等の被害を受けていると思われる方がいたら、町役場や警察等に連絡・相談します。</p> <p>虐待等を理解するとともに、身近で気づいた際には関係機関への相談を促すことが重要です。</p> <p>虐待を受けていると思われる方がいたら、町役場や警察等に連絡・相談します。</p>	<p>困り事を相談することが難しい方に気づいた時は、町役場等に連絡します。</p> <p>見守り活動等で虐待の兆候等を発見した際は、関係機関へ遅滞なく連絡することが必要です。</p> <p>地域の方からの相談に耳を傾け、担当機関への相談を行えるよう支援します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▫成年後見制度等について学ぶ講演会や講座に参加し、情報を積極的に収集しましょう。 ▫普段から隣近所や身近な人に声を掛け合いましょう。 ▫地域の見守り活動等に積極的に参加しましょう。 ▫普段から隣近所の状況を把握しておき、異変に気づいたら声をかける等、関心を持ちましょう。 ▫隣近所の異変や虐待に気づいた時には、町役場や警察等に連絡しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▫人権について学習し、地域活動の中で配慮を欠いた状況にないかチェックしましょう。 ▫福祉サービスを必要としている人への制度の案内や行政への連絡をしましょう。 ▫情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）に配慮した情報提供の仕方を工夫しましょう。 ▫虐待等に関する情報は、躊躇することなく素早く町役場や警察等に報告し、情報が留まることのないように注意しましょう。

第5章 計画の推進

地域の生活課題は複雑化・多様化しており、必要とされる支援や取組も変わっていきます。地域福祉を推進するためには、地域福祉に関する行政・各種団体がお互いに連携を図り、協働しながら、だれもが住みやすい地域づくりを目指していくことが重要となります。

1. 計画の周知及び利用促進

町民の一人ひとりが取り組み、地域の団体や様々な関係機関等の協力によって推進していく本計画は、町民や関係者との連携が重要になります。本計画は、地域福祉を推進していくための道筋を整理したものであるため、町民及び関係各機関との連携を図るためにも計画の周知が重要であり、広報媒体等を活用した情報提供に努め、計画の内容について積極的な広報を行っていきます。

また、各分野の福祉計画ではきめ細かなサービスが展開されており、福祉サービスの利用促進につなげるためにも、計画の内容やサービスの周知も重要な課題となります。

福祉活動へ多くの人々が参加でき、福祉のまちづくりを達成するためにも、本計画の周知と各分野の活動とサービス内容の情報提供を積極的に展開していきます。

2. 計画の推進体制

(1) 庁内連携の推進

地域福祉に関する分野は多様で広範にわたり、福祉をはじめ、保健、医療、教育、防災、環境、町民活動など、庁内における担当課も多岐にわたっています。

そのため、本計画の広報・啓発、取組の推進、進行管理に関しては担当課が中心となり、庁内関係各課との連携のいっそうの強化を意識し、取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的としており、本計画に関しても、行政とともに取り組んでいくことが求められています。

今後も、行政と社会福祉協議会がいっそう連携を深め、地域福祉を推進していきます。

(3) 町民・各種団体・サービス提供事業者などとの協働

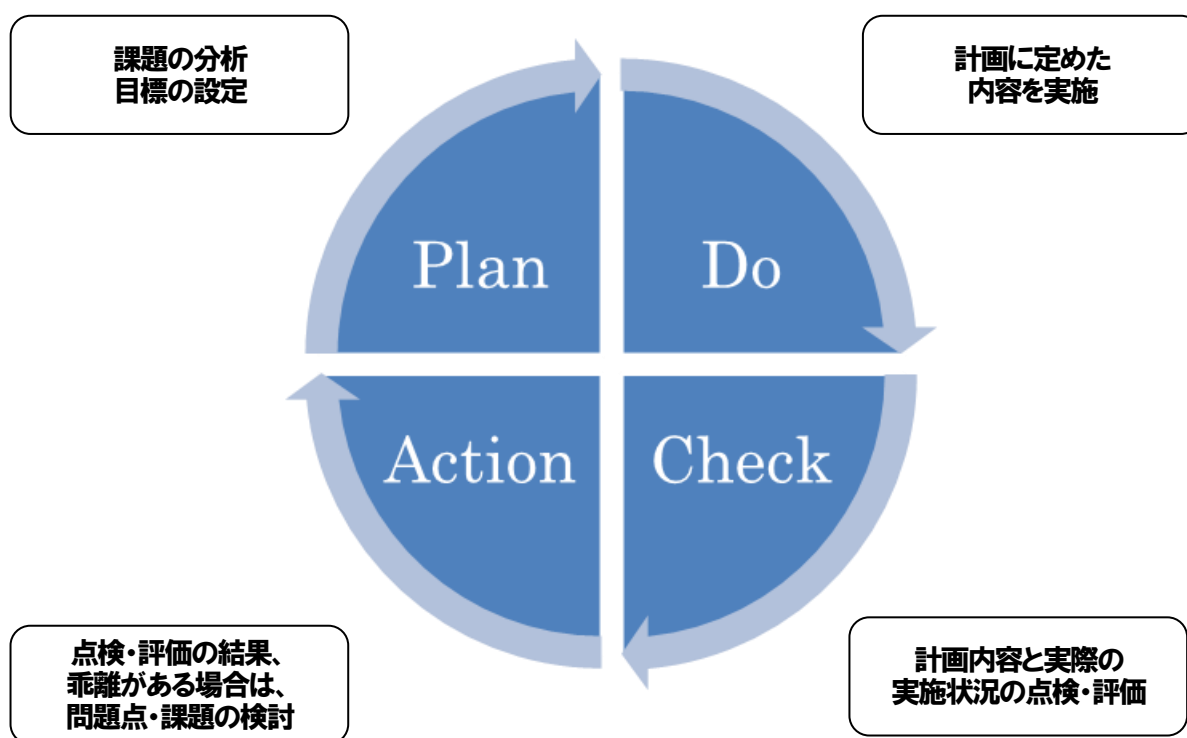
だれもが住みやすい地域づくりのためには、行政のみならず、町民や各種団体、サービス提供事業者などとの協働体制を構築し、地域福祉を推進していくことが必要です。

そのため、本計画の周知・啓発に積極的に取り組み、町民や各種団体、サービス提供事業者の理解を得ながら、行政と町民・団体などが協働で地域福祉を推進していくことができる環境を目指していきます。

3. 計画の進行管理

本計画を効果的に進めていくためには、計画の進行管理が必要となります。そのため、別に設置する「日高川町地域福祉推進委員会」において、定期的の本計画の進行管理を行います。

加えて、同委員会の開催にあたっては、「総合計画」に掲げる目標数値の達成状況や関連計画の進捗状況のほか、本計画の取組状況を把握し、PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善）による効率的な施策の進行管理を行い、課題を共有・検討しながら改善を目指していきます。



資料編

1. 日高川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日高川町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査、審議するために、日高川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の立案及び策定に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名でこれを組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 福祉関係団体関係者
- (4) 高齢者団体関係者
- (5) 行政機関等関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定完了の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、必要な資料提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の委員会の招集は、日高川町長が行う。

2. 日高川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属
◎ 林 保行	日高川町社会福祉協議会
豊嶋 英雄	日高川町民生児童委員協議会
児玉 宗明	日高川町老人クラブ連合会
大澤 恵	日高川町身体障害者福祉協議会
朝間 一行	日高川町区長会連絡協議会
宮本 智子	日高川町校長会
西 幸子	日高川町母子保健推進員協議会
○ 熊谷 重美	日高川町議会 議員
杉谷 茂樹	学識経験者
佐々木 啓太	御坊保健所 精神保健福祉士
尾崎 久美	日高川町教育委員会教育課 家庭教育支援コーディネーター

(敬称略・順不同)

◎ 委員長

○ 副委員長

3. 日高川町地域福祉計画の策定経過

期日等	内 容
令和6年12月	地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和7年4月19日、20日	地域懇談会 美山地区、中津地区、川辺地区の3地区で実施
令和7年7月14日	第1回日高川町地域福祉計画策定委員会 (1) 委員長および副委員長の選出 (2) 日高川町地域福祉計画の策定について (3) 日高川町の地域福祉を取り巻く現状について (4) アンケート調査の概要について (5) 地域懇談会の結果について (6) 課題の整理とまちづくりの方向性について (7) その他
令和7年10月27日	第2回日高川町地域福祉計画策定委員会 (1) 前回計画の取組状況と評価について (2) 計画の基本理念等及び体系図について (3) 前回計画の目標値の達成状況と今期計画の目標値(案)について (4) その他
令和7年12月19日	第3回日高川町地域福祉計画策定委員会 (1) 日高川町第3期地域福祉計画素案について (2) その他
令和8年1月26日～2月6日	パブリックコメントの実施

日高川町 第3期地域福祉計画

令和8年3月発行

発行 和歌山県日高川町
〒649-1324
和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地
電話：0738-22-1700

編集 日高川町役場 保健福祉課

